

参議院金融問題等に関する特別委員会会議録第七号

平成八年六月十七日(月曜日)

午前十一時三分開会

委員の異動

三

阿曾田 滉君

100

出席者は左のとおり。

理事

第一十九部 金融問題等に関する特別委員会会議録第七号 平成八年六月十七日

卷之三

の補欠として有効正治君が選任されました。

○委員長(坂野重信君) 特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案、以上六案を一括して議題といたします。

前回に引き続き、質疑を行います。

この際、大原農林水産大臣より発言を求められておりますので、これを許します。大原農林水産大臣。

○國務大臣(大原一三君) 六月十三日の本委員会において山下委員の御指摘を受け、野呂田前農林水産大臣に確認いたしましたところ、平成七年十二月十三日、衆議院予算委員会における前原、米沢両委員に対する答弁において母体行の責任を申し上げる過程で、母体行の大蔵省に対する誓約書の提出と、大蔵省と農林水産省との間で結んだ覚書との時点を前後して答弁したことについて訂正させていただきますとのことでありました。

これに関する農林水産省の対応について遺憾の意を表し、心からお詫びを申し上げるとともに、今後かかることのないよう十分指導してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○山下栄一君 総括質疑の前に一般質疑の続きをいうことで、前回、十三日の私の質疑を保留させていただいたわけでござりますけれども、ちょっと限られた時間でござりますので若干延びるかもわかりませんが、理事会のお許しも得ているようございますので、主張すべきことはしっかりと主張させていただきたいと、このように思います。

今の大臣の答弁は、前の委員会の私の質問のときの最後にされた答弁とほとんど変わらない内容になつておるわけでござりますけれども、中身はその程度の問題ではないと私は思うわけでござい

ます。

もう一度ちょっと繰り返させていただきます。

れども、去年の十一月十三日、衆議院予算委員会における前農林大臣、野呂田大臣の答弁、これが虚偽の答弁であつたということになるわけです。それが農水省はお認めになつたわけでござりますけれども、これが今まで放置されてきたという

前回に引き続き、質疑を行います。

この際、大原農林水産大臣より発言を求められておりますので、これを許します。大原農林水産大臣。

○國務大臣(大原一三君) 六月十三日の本委員会において山下委員の御指摘を受け、野呂田前農林水産大臣に確認いたしましたところ、平成七年十二月十三日、衆議院予算委員会における前原、米沢両委員に対する答弁において母体行の責任を申し上げる過程で、母体行の大蔵省に対する誓約書の提出と、大蔵省と農林水産省との間で結んだ覚書との時点を前後して答弁したことについて訂正させていただきますとのことでありました。

これに関する農林水産省の対応について遺憾の意を表し、心からお詫びを申し上げるとともに、今後かかることのないよう十分指導してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○山下栄一君 総括質疑の前に一般質疑の続きをいうことで、前回、十三日の私の質疑を保留させていただいたわけでござりますけれども、ちょっと限られた時間でござりますので若干延びるかもわかりませんが、理事会のお許しも得ているようございますので、主張すべきことはしっかりと主張させていただきたいと、このように思います。

今の大臣の答弁は、前の委員会の私の質問のときの最後にされた答弁とほとんど変わらない内容になつておるわけでござりますけれども、中身はその程度の問題ではないと私は思うわけでござい

ます。

これが念書、そして覚書の問題であるわけでござります。

それが、母体行の方が自主的に自分らで元本保証をいたしますということをまずやつた上で、それを農水省はお認めになつたわけでござりますけれども、これが今日まで放置されてきたという

前回に引き続き、質疑を行います。

答弁の中身は、今もお触れになりましたけれども、要するに、住専の「再建計画を策定するに当たりまして」、これは前大臣の答弁の中身でござります、「母体行から母体行の責任において対応するという誓約書を大蔵省に出しております、それに基づいて大蔵と農水が、この問題については母体

行の責任で対応してこれ以上系統に負担をかけないという覚書を結んでいます。」と、

不安になった系統は、二週間後ですか、一月十六日に、母体行からそんな保証何もありませんよ、本当にやつていただけるんですかという問い合わせを大蔵、農水にそれぞれやつて、それで二月二十六日に、慌てた大蔵省が母体行を集めて、そこで再建会議の中で、日住金に対する八つの銀行、三和銀行を初めとして、その銀行からのちゃんと元本を保証いたしますという念書を無理やりまとめて上げたと、こういう中身になつておるわけでございます。詳しい中身は衆議院の予算委員会における大蔵省もかかわった覚書、そして誓約書でござりますので、きちつと予定された正式の内閣の見解であると、私はこのように思うわけでございま

す。

中身は系統の住専貸し出しの元本保証の担保にかかるものである、したがって住専処理の根幹にかかわると私は思うわけです。しかも、この大臣の答弁は、新進党の米沢さんの質問に対する答弁だけではなくて、今もお触れになりまして後かいなかわると私は思つますけれども、ちょっと限られた時間でござりますので若干延びるかもわかりませんが、理事会のお許しも得ているようございますので、主張すべきことはしっかりと主張させていただきたいと、このように思います。

これは、系統の方が担保をしっかりといただ

けに対する対応を阻止するための工作が行われたことがあります。

それが、母体行の方が自主的に自分らで元本保証をいたしますということをまずやつた上で、それを農水省がそ

して自主的な要請に基づいて大蔵、農水両省がそ

れの覚書を交わした。大蔵省が母体行に対して責

任を持つて指導をしていきますと、そういう中身

によって、これで安心して系統は元本の引き揚げ

をしなかつたということになるわけでござります。

けれども、事実は反対で、この覚書を交わされ

ています。母体行から母体行の責任において対応

するという誓約書を大蔵省に出しております、それに

基づいて大蔵と農水が、この問題については母体

行の責任で対応してこれ以上系統に負担をかけな

いという覚書を結んでいます。

これは全く事実に反することであつたと今おつ

しゃつたわけでござりますけれども、これは、

ちょっと記憶間違いであつたとかという、そんな

程度の問題ではない。正式の農水省としての見解

である。しかも、それは農水省だけではなくて、

大蔵省もかかわった覚書、そして誓約書でござ

りますので、きちつと予定された正式の内閣の見解

であると、私はこのように思うわけでございま

す。

中身は系統の住専貸し出しの元本保証の担保に

かかるものである、したがって住専処理の根幹に

かかるわると私は思つますけれども、

この大臣の答弁は、新進党の米沢さんの質問に対する答

弁だけではなくて、今もお触れになりまして後か

いなかわると私は思つますけれども、ちょっと限られた時間でござりますので若干延びるかも

わかりませんが、理事会のお許しも得ているよう

ございますので、主張すべきことはしっかりと主張

させていただきたいと、このように思つます。

今の大臣の答弁は、前の委員会の私の質問のと

きの最後にされた答弁とほとんど変わらない内容

になつておるわけでござりますけれども、中身は

その程度の問題ではないと私は思うわけでござい

ます。

○委員長(坂野重信君) それでは、委員長として

ただいまの山下君の質疑に関しまして見解を申

上げたいと思います。

したがつて、この見解を変更してこなかつた。

この半年間の国会論議はこの誤った見解に基づい

て積み重ねられてきたことになるというふうに私

は思つます。したがつて、この六ヶ月間の答弁は

誤った見解に基づく議論が展開されてきた、中身は全く欺瞞であったとも言つべきゆきしき大問題

だと、国会軽視の大問題であると、こういうふうに言わざるを得ないと思うわけでござります。

また、前大臣の正式の答弁を次の大臣が訂正し

たり取り消すということは、憲政史上今まで一度もなかつたと、このように聞いておるわけでございます。

だから、どのようにこれを收拾するか。前国会

の大臣答弁だから議事録の修正もできないとい

うことです。この覚書を交わして、これは私の考え方でございませんけれども、衆議院の予算委員会を開いて

いたい、大蔵省の見解と違いますので訂正い

たしますといつても、問題ではないので、前大

臣に出席していただいて、そこでどういう意図で

この答弁が行われたのかとということをきちつと問

いだされた上で対処するしかないと、このよう

に思つておるわけでございまして、衆議院の予算

委員会でもう一度この議論をしつかりやついた

べきだとい、これしかないと私は考へるわけでござ

ります。

ただいて、大蔵省の見解と違いますので訂正い

たしますといつても、問題ではないので、前大

臣答弁だから議事録の修正もできないとい

うことです。この覚書を交わして、これは私の考え方でございませんけれども、衆議院の予算委員会を開いて

いたい、大蔵省の見解と違いますので訂正い

たしますといつても、問題ではないので、前大

臣に出席していただいて、そこでどういう意図で

この答弁が行われたのかとということをきちつと問

いだされた上で対処するしかないと、このよう

に思つておるわけでございまして、衆議院の予算

委員会でもう一度この議論をしつかりやついた

べきだとい、これしかないと私は考へるわけでござ

ります。

だから、どのようにこれを收拾するか。前国会

の大臣答弁だから議事録の修正もできないとい

うことです。この覚書を交わして、これは私の考え方でございませんけれども、衆議院の予算委員会を開いて

いたい、大蔵省の見解と違いますので訂正い

たしますといつても、問題ではないので、前大

臣答弁だから議事録の修正もできないとい

うことです。この覚書を交わして、これは私の考え方でございませんけれども、衆議院の予算委員会を開いて

いたい、大蔵省の見解と違いますので訂正い

農林水産大臣の米沢議員の質問に対する答弁の訂正について発言がありました。

この件につきまして、翌十四日の理事会に農林水産省の上野事務次官の出席を認め、ただしたところ、次官は前大臣の発言について説明するとともに、農林水産省の対応について陳謝しました。また、大原農林水産大臣は、ただいま重ねて遺憾の意を表明されたところであります。

委員長いたしましては、国会答弁の重要性にかんがみ、今後かかる失態のないよう関係者に厳重に申し入れます。

今後もさらにチェック機能を持つ参議院にふさわしい審議を行いたいと存じます。

○山下栄一君 関係者に厳重に注意したいという、関係者というのはどなたのことになるわけですか。

○委員長(坂野重信君) 関係者は、政府関係もあるし、衆議院に対しては、院が選うことですから、

参議院でこういうことがあつたということを実質的によくお話をし、衆議院においても、先ほどおっしゃったように、予算委員会等でこの問題をひとつ取り扱つていただくような趣旨のことをお伝えしたいと思います。

以上です。

○山下栄一君 ちょっと確認させてください。

今、小さい声でちょっととぼそぼそと……

○委員長(坂野重信君) 小さい声じやないよ。

○山下栄一君 元気よく言つていただきたかったんですけれども、国会の参議院の特別委員会の、また非常に国民が注目しております税金投入にかかる今審議をやつておるその金融特の委員長の立場でござりますので、非常に言葉に重みがあると思うんですけれども、私が先ほど申しましたが、衆議院の方に正式にきちっと、政府関係者は当然だと思います。

そして、これは与野党の質問に対する答弁が、正式の大臣の答弁が、僕は意図を持ってされたと思ひますけれども、全然間違つた答弁をされておつたわけでございまして、その前後どちらにな

るかによつて全然変わつてくる中身でございま

す。だから、国民が納得し、また参議院としても納得できるような対処をきちっとしていただくよう正式の要請を参議院に対して、また予算委員会に対してやつていただきたいと重ねてお願ひするわけでございますけれども、よろしくお願ひします。よろしいですか。

○委員長(坂野重信君) 発言者の趣旨はよくわかりますので、できる範囲内において参議院にこの事情を説明いたしたいと思います。

○山下栄一君 できる限りの御努力を全力を挙げてお願いしたい、このように思います。

以上でございます。(拍手)

○佐藤静雄君 自由民主党の佐藤静雄であります。いたいた時間が、前も切られ後も切られて大変時間がございません。したがいまして、質問について答弁は簡潔にひとつお願いを申し上げます。

以上でございます。

○佐藤静雄君 できる限りの御努力を全力を挙げてお願いしたい、このように思います。

以上でございます。

に本院の予算委員会においてこれを指摘しまして、バブル崩壊により我が国経済が受けた大きな損失、これはさきにも御指摘申し上げましたが、大蔵省が作成経済学者によりますと、地価で七百兆円、株価で三百兆円、合わせて一千兆円が瞬時に吹き飛んだというような状況でございまして、一生懸命戦後我が国民が日々営々として積み上げてきた金融資産一千兆円に匹敵するものが一朝にしてなくなつたというような重大な時期だというふうに考えております。

住専問題の処理は、今後統いて起こりますボストン専門地雷原というふうに言われておるノンバンクの不良債権の処理、あるいはゼネコンの危険を避けて論議が行われてまいりました。賛否をめぐり、国会の論議だけでも一月以来既に足かけ六ヶ月、大論争であります。今、大詰めにまいりましたが、はるけれども来るものかなという感を抱いておりますが、この論議を通じて日本型の不良債権処理方式ができます。これは私は大変好ましい論議であったというふうに考えております。

御承知のよう、住専七社には母体行あるいは一般行、そして農協組織を含めますと三百行もの形態が違う、業態が違う金融機関が関与しております。そして、日本の金融機関の縮圖と言つても過言ではないというふうに思つておるわけでございまして、まさにこの住専問題の処理が我が國の経済に大きな影響を与えてきたが、今は、二十兆を超す不良債権があるんじゃないかなといふふうに思われるわけでござります。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 金融というものが我が國の経済、これは我が国だけではありません、経済の動脈という位置づけ、大きな役割を果たしている中で、この不良資産の問題というものがいかに我が国経済に大きな影響を与えてきたか、今、議員が御指摘のとおりでござります。

私どもとしては、住専処理を含む不良資産問題の早期解決、そしてこれにかかる新しい金融システムの構築を図る、こうした目的から今般所要の法案を今国会に提出させていただき、御審議をいたしてまいりました。私どもといたしましては、我が国金融システムに対する内外の信頼というものを確保し再構築していくためにも、今後ともに政府挙げて全力を尽くさなければならないと考えておりますし、そのためにも所要の法律案の一刻も早い成立を心からお願い申し上げたい気持ちでございます。

私は、そういう観点に立ちまして、二月十五日

○佐藤静雄君 ただいま冒頭申し上げましたノンバンクによる貸し付けはバブル期に急増しましたが、現在、貸付残高が八十五兆円ということになります。

この問題について、前の委員会でも御指摘申し上げましたが、ノンバンク貸付金のうち約六割が不動産担保貸付けになっておる。大蔵省が作成した資料を見ましても、有力ノンバンクに二百七十八社、融資残高が五十五兆八千億円、このうち不動産担保融資は三十三兆円というふうになつております。

三百兆円、合わせて一千兆円が瞬時に吹き飛んだというような状況でございまして、一生懸命戦後我が国民が日々営々として積み上げてきた金融資産一千兆円に匹敵するものが一朝にしてなくなつたというような重大な時期だというふうに考えております。

優に百兆円を超えるとどうふうに言われておるわけですか。

わけでございます。

これらの処理に当たりましては、今回の住専処理の教訓にかんがみ、官僚の秘密主義、独善主義を排しまして、政治の責任において政策決定、その根拠を国民に明らかにする。責任の所在を明確化する、そういうことに十分留意をして、国民の方に御理解をいたさきながら処理をしていかなければいけないかな、いささかも疑惑を持たれることのないよう努力をしなきやいかぬというふうに思つておるわけでござります。

じやなくて、不良債権解消のために政府は今後さらに全力を挙げて対処する必要がある、早期に解決を図る体制を構築しなきゃいかぬというふうに思つておりますが、総理大臣、御所見をお聞かせいただきたい。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 私は、議員の御指摘、そのとおりの方向であると思います。そして、住専問題というものを私たちが日本の金融機関の抱える不良資産処理の突破口、喫緊の課題という位置づけをいたしてまいりましたのも、そうした思いからでございました。これで終わりということではなく、まさに住専の問題を突破口として金融機関の不良資産問題の処理には全力を挙げて取り組んでまいります。

○佐藤静雄君 ところで、何回も各委員から發言されておりますけれども、やはり責任の所在の明確化いうことがどの段階でも私は必要だというふうに思うわけでござります。住專処理策について国民の間に不満がたまつたというのは、関係者の責任の追及が徹底して行われなかつたというところにあるわけでございますが、末野興産も捕まつたし桃源社も捕まつたということで、責任の追及が非常に遅いペースではございますが進められてゐる。さらに、大蔵省の改革、あるいは残念ながら今国会への提案は見送られましたが金融機関への罰則の強化、こういうものの検討が進められてゐるということに国民は強い関心を今持つておる

そこで、一月十五日の予算委員会でも指摘をいたしましたが、借り手の責任追及でございます。現在の法律でも、明らかな犯罪、例えば粉飾決算、あるいは財産隠匿、あるいは強制執行の不正脱逃、あるいは議院証言法違反の疑いのあるもの、あるいは特別責任の疑いがあるもの、そういうものについてはきちっとさらに追及をすべきだと思っていますが、悪質な借り手に対して断固たる措置を講ずる、その必要がございますが、法務並びに警察の捜査状況、今後の方針についてお尋ねをしておきたい、こう思います。

○政府委員野田健君　いわゆる住専に係る事犯を含む金融・不良債権関連事犯対策は、警察にとっても緊密の課題であると考えております。このようないわゆる金融事犯あるいは不良債権回収に絡む知能暴力事犯の捜査においては、舞台となつた金融機関、融資先の企業等の数年間に及ぶ財務状況や複雑な権利関係を詳細に解明する必要があります。

そこで、関係都道府県警察においては、庁舎外に施設を借り受け、帳簿解析の能力を備えた捜査員等を大量に投入し、場合によつては他府県警察にいる公認会計士等の資格を有する財務捜査官の応援派遣を受けるなどして、長期にわたる捜査を粘り強く行つてゐるところであります。

警視庁においては、捜査第一課、捜査第四課、生活経済課、合わせて現在約三百七十名に増強した専従体制をとつておりますし、大阪府警察においても同じく約二百五十名に増強した体制をとつておるところでございます。

この種事犯といいますのは、知能暴力事犯に係る専門知識を必要とするということでございまして、過去にこれらの課に属し、現在昇任するなどして警察署等に配置になつている者を中心的に臨時に招集するなどして、特別の捜査体制を確保しているということでございます。

平成五年以降に検挙した金融・不良債権関連事犯は、過去三年間百十五件でありまして、一年平

約三十八件であります。平成八年に入りました既に四十七件検挙したという状況にござります。そして、うち住専に係るものは十件であります。して、平成八年、本年に入って七件、融資過程に係るもの一件、債権回収過程に係るもの六件というような状況にござります。

本日も、先ほど警視庁におきまして、住専の一つであります住宅ローンサービスの融資先の元会社社長が約二十億円の融資名下の詐欺容疑を犯したこととで逮捕いたしまして、事犯の全容解明に向け鋭意捜査中でございます。

警察としては、今後とも、住専問題処理の過程で刑罰法令に触れる行為を認めれば、迅速かつ厳正に対処してまいりたいと考えております。

○政府委員(原田明夫君) いわゆる住専問題をめぐる不良債権問題に関しては、御指摘のとおり、貸し手・借り手を問わず、関係者らの刑事上の責任が可能な限り明らかにされる必要があると考えております。

検察当局におきましても、当委員会等における議論等も念頭に置きつつ、あらゆる観点から所要の捜査を現在も進めているところでございます。既に一部の事件につきましては、警察当局、国税当局等関係機関と緊密な連携をとりながら強制捜査等を実施いたしました。また関係者らを一部起訴している段階にございます。

検察当局におきましては、今後とも引き続き実態の解明に向けまして万全の検査体制をとりまして、鋭意かつ迅速に所要の検査を継続して続けてまいりたい、このように考えております。

○佐藤静雄君 前段の御答弁はきのうおとといも聞かされましたので十分わかつておりますけれども、今度は貸し手の責任でございますが、今の答弁にありましたように、きょう責任追及に着手しました、強制捜査にも踏み切ったということでございましたから、さらに徹底した追及をしていただきた

を実行するたびに多額の金銭を受領しておつたという報道がなされております。さらに、本日手が入ったコリングスに対しまして不当な融資をした、そういうこともう既に報道されておるわけでございます。本日の強制検査にかかわらず、さらに他の住専においてもそういうことがあるという報道がなされております。徹底して追及をしていただきたい。

住専処理が進みますと、今度は膨大な件数の担保権の移転登記が行われる。二十万件の貸し付けがある、それに十数万件の抵当権がついておりますと二百万件ぐらいの担保権の移転登記が必要だといふふうに言われておりますけれども、不動産登記事件の見込みは一体どうなつておるか。さらに、これに伴い、現在の人員、予算等では到底充足できないんじゃないかなというふうな配慮をしておるわけでございますが、どのように考えておられるか。事務当局からで結構でございます。

○政府委員(濱崎恭生君) 御指摘いただきましたように、本件、住専処理法案に基づきます債権処理会社が設立されると、住専が有する不動産についての所有権、抵当権等の権利についても債権処理会社に移転されることが予定されているところでございまして、その住専各社が有する債権の数、それに伴います担保権の移転の登記の数、ただいま委員が御指摘されましたような数字であるというふうに推測しているところでございます。

しかも、これらの移転の登記は、債権処理会社が権利を取得した後一年以内に登記を受けるものに限って登録免許税が課されないことになつておりますので、大都市圏を中心に大量かつ集中的に申請されることが予想されるわけでございます。

これらは事務を適正に処理するということが私どもにとって大きな課題であると考えておりますので、この処理につきましては、それぞれの法務局におきまして適切な対応のための最大限の努力を

してまいりたいというふうに考えておるところでござりますが、ただ、見込まれる事件数が大量であつて、かつ短期間に集中して予想されるということ、それから、こういった登記手続に適切迅速に対応することが今般の債権処理の問題についても大変重要であることにかんがみまして、事務量に見合った予算措置等についても、関係機関とも十分協議して適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○佐藤幹雄君 次に、新たな寄与、これは大蔵大臣に毎日御答弁いただいたが、大詰めに来ておると思うわけでございます。このために、本院においても予算委員会の審議過程におきまして決議をしようということで一生懸命努力をしましたが、残念ながら野党の足並みがそろわずに政府に対する申し入れということになつたわけでございます。また、衆議院の方でも住専処理法案の通過に当たりまして新たな寄与を求める旨の共同声明を出されたといたします。

それから、従来かたくなに、私企業としての限界もあり苦慮しているところでございますが、いい案が見つかるものなら検討を進める可能性が生まれるというふうに全銀協の会長さんは消極的な発言を繰り返しておつた。ところが、十一日には、本院の委員の質問に対しまして、金融システムへの新たな寄与につきましては、公共性の極めて高い金融機関としてその寄与の方式について関係者と協議を重ねている最中でありますと、真剣に前向きに対応したいといふうに一転して前向きの御答弁をされたわけでござります。さすがに日本の良識であるというふうに私は感服をいたしておりますわけでございますが、結果がよくなれいやいかぬ、結果が。

それで、これを受けまして大蔵省は十三日の夜に住専処理の追加負担策を関係機関に示されたという報道もございますが、一体軽減を目指す新方式はどんなものを考えておられるか。これはもちろん日銀を含めて物事を考えなきやいかぬ。日銀法の第一条に金融秩序の保持育成とちゃんと書い

○國務大臣(久保昌義) 金融機関等の追加負担による新たな寄与につきましては、今日まで両院の皆様方に熱心な御論議、御主張をいただいたところでございますし、政府といたしましても、母体行を中心にして新たな寄与を行うことによりて、国民の皆様方の御負担が極力軽減されるよう全力を尽くすべきだということを申し上げてまいりました。その方針に沿いまして金融機関等の関係者とも折衝を重ねてまいったところでございまして、私どもいたしましては、本院において住専処理法案等が可決・成立させていただきますならば、その段階までに何とか大枠新たな寄与についても方向を確認したい、こういうことで今努力を続けていようとおこなっています。

十三日の日に事務局から銀行協会の幹部の方々に対してもいろいろとこれらの点についてお話をいたしておりますが、その中の有力な考え方として、新しい基金の創設によって、この基金の運用によって生ずる利益を国庫に還元するという考え方のも一つの考え方として検討せらるべきであるということを申しているのでございます。私どもは最大限国民負担が軽減、圧縮されるよう努力をいたいと思っておりますから、この新基金によります方策に限定をしているわけではございません。なお残されたまた時間、全力を挙げたいと思っておりまし、また私も必要に応じて直接銀行等金融機関の幹部に要請をいたしたいと考えております。

システムの安定のために役割を果たすなどについては、その役割が検討されてよいと考えております。その場合、あくまでもこれは国民負担を軽減するという考え方と、日銀が金融システムの安定のためにみずから持ちます役割を果たすということとは区別して考えられるものであろうと思つております。

いずれにせよ、今、関係金融機関等との協議が大詰めのところでござりますので、私どもいたしましては、皆様方の御意見のありました方向に沿う形で決着できますよう最後の努力をいたしたいと考えております。

○佐藤雄雄君 次に、新金融三法についてちょっとお尋ねをしたいのですが、信用組合の指導監督、検査を都道府県単独で行うには人員、能力の面で無理があるという議論がございます。一部の府県では事務を返上したいというふうに言つているところもあるそうですが、私はそう考えません。地方分権 地方の権限の拡充強化を論じている今に、今与えられている権限を返すなんということはとんでもない話です。都道府県は工夫を凝らして国民から負託された事務を完全に、しかも円滑に遂行する義務がある、そういうふうに私は考えますが、自治大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(倉田寛之君) 信用組合につきましては、その地域性であるとか協同組織性が強いといふ性格に照らしまして、その監督権限が都道府県知事に機関委任されているものと承知をいたしております。

ただ、金融の自由化の進展などに伴いまして信用組合の業務が一層複雑化してまいりました。かつての信用組合とは相当変貌してきてるといふ見方もございます状況の中におきまして、各都道府県が信用組合の監督にはかなり苦慮していることにつきまして認識はいたしておりますところでございます。

このような中におきまして、最近の信用組合の実態等を踏まえまして、客観的指標による早期是

正措置の導入であるとか、国と都道府県知事の共同検査の効動基準の明確化など、国と都道府県知事の連携のもとに、信用組合に対する検査・監督の充実強化が図られることとされたところでございます。

信用組合の指導監督事務の今後のあり方につきましては、御指摘いたいでおるような、数県が共同して事務処理をする仕組みの問題を含めまして、さらに信用組合の業務の変貌の実態やその見通しなども勘案しながら、現在御審議をいただいているます地方分権推進委員会における議論等も踏まえまして、総合的に検討すべきものというふうに考えておるところでござります。

○佐藤静義君 今回の法案に、信用組合の破綻処理における都道府県の財政負担について明確な法的根拠ヤールルが何も規定されておりません。信用組合の破綻処理においては、権限を有する都道府県にも何らかの財政負担をしていただくというのが法の理屈だと、私はこう思っております。今後どのようにして都道府県に負担を求めていかれるのか。

それから、信用組合行政は機関委託事務でござりますから、それを受託した知事は監督責任をとらなきやいかぬ。責任をとるためにには当然財政負担が生じます。さなきだに少ない地方の財源からそれを出す、非常にこれは無理でございます。ですから、どこかの知事さんみたいに出したり出さないなり、さっぱり結論が出ない、そういう知事さんもおられます。

したがつて、責任は責任、きちんと財政負担はする。しかし、少ない財源の中から地方に出させられるわけでございますから、國の方で特別交付税で面倒を見るとか、あるいは起債を認めてその元利償還をちゃんと認めてやるとか、そういうふうな措置をする必要があるというふうに私は考えておりますが、大蔵大臣のお考え方をお聞かせいたいと思います。

○政府委員(西村吉正君) 信用組合の破綻に際しましての地方公共団体の財政措置でござります

が、これは地域経済に与える影響や民生の安定等を勘案の上、公益上の必要性から、財政支出の方も含めまして自主的な判断により行われる、そういう趣旨のものと理解をいたしております。昨年十二月の金融制度調査会の答申におきましても、こうした都道府県の財政支援は、あくまでもみずから判断に基づくものではあるが、今後とも行われることが期待されるとされているところでございます。

私どももいたしまして、この考え方沿つて対応をしてまいりたいと考えますし、自治体の御理解も得たいと考えております。

○佐藤静雄君 大変不満でございますけれども、時間がございません。後の方が切られておりますので結論を申し上げたいと思います。

昨年十二月から延々と続いたこの住専処理に対する論議、これは新しい金融秩序を創設するための枠組みづくりであり、幾多の困難を乗り越えて最終段階に来た。野党の御批判も大変有意義であった。野党の厳しい御批判があつて初めて日本型の不良債権処理が完成しつつあるというふうに私は理解をいたします。

その際、政府の説明不足あるいは官僚の秘密主義、これが国民の不信を招き、理解をいただけない極めて厳しい道のりになった、道程になつたというふうに考えております。

この長く厳しい道のりと厳しい論議の間に、衆参両院での真摯な議論の中から、巨額の不良債権の迅速な処理こそ、二十一世紀に向けての新しい金融秩序を策定して安定した経済社会を創造するためにも必須の課題であるというふうに私は認識しております。この認識が静かに国民の間に広がつておる、理解もそういふうに静かに理解されておるというふうに私は考えておるところでございます。

住専処理スキームを発表して以来、ロンドン市場においてジャパン・ブリミアムが解消した、あるいは海外投資家の日本株価への姿勢も強まつた、株価一円台回復の原動力にもなつた。そちらでございます。

いうことを考えますと、今回の苦しみは本当に意義な苦しみであつたというふうに思うわけでございます。不良債権の処理は後戻りを許されないと改めて私は言わざるを得ないというふうに考えます。

経済を取り巻く不透明感を払拭し、我が国経済社会の将来に向けた明るい展望を開くためには新

午後零時七分休憩

午後一時三分開会

○委員長(坂野重信君) ただいまから金融問題等に関する特別委員会を開いています。

休憩前に引き続き、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案、以上六案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○牛嶋正君 平成会の牛嶋正でございます。よろしくお願ひいたします。

この委員会でも、これまで多くの同僚議員から、今国会が住専国会として大変な時間を金融改革のために費やしてきたのにもかかわらず、まだ十分な国民の理解が得られていないままに今審議が終わろうとしている、こういう御指摘がございました。あわせて、その理由についても幾つかの指摘があつたと思っております。

私自身も、我が国の金融システムの安定化及び効率化の問題をめぐりまして、昨年七月ころからかなりの時間を費やして分析し、検討してまいりました。これまでの審議に対しまして、そういう意味では人一倍特別の感慨を持つているようと思つております。

そこで、締めくくり総括での質疑ということで、お許しいただきまして、今国会での住専問題に対する審議の全体を振り返り、なぜ十分な国民の理解が得られなかつたかについて私なりに四つの理由を挙げさせていただきまして、總理及び大臣に御質問をしてまいりたいと思います。その後、時間が許す限り金融四法につきまして質疑をさせていただきたいと思っております。

今議論を進めている金融改革は、不良債権の処理で終わるのではないわけであります。その先に安定的でかつ効率的な金融システムの構築がなければならないと思つております。そのためには、新しい金融システム構築のための条件とみなされる自己規律、情報開示及び検査基準の確立の三要素が、今進められてる金融債権の処理の過程で個々の金融機関ができるだけ兼ね備えていくことが求められているのではないかと思ひます。

ところが、今政府が進めてる追加負担が、体力のあるところから負担をしてもらうといった形で、何の原則もなしに、また基本的な方針にも基づかずに私は進められているのではないかといふふうに思つわけであります。そうしますと、受けた側の金融機関はその対応に追われて、自己規律に基づいて不良債権の処理を進めようとしてもできなくなってしまうのではないか、これが一番大きな問題であり、私が懸念するところでございます。

総理、これにつきましてどのようにお考えをお持ちなのか、まずお尋ねしたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 本院におきましても大変さまざま角度から御論議がございましたこの住専問題、本来なら関係当事者間で解決されるべき問題であろうと思います。しかし、現実の問題として、関係する多数の金融機関の利害関係が極めてふくそうしている、そうしたことなどから当事者間の話し合いだけでは解決を図り得ないような状況になつております。この問題を早期に解決することが必要、早期処理を図る必要といった観点から、私どもは臨時異例の措置として財政資金の投入を含む住専処理スキームを決定いたしました。

今回、議員が御指摘のように、新たな寄与といふものを国会の御意向も受けながら私どもとして今議論をいたしております。これは当然のことながら母体行の責任、負担のあり方などに対する国會等からの厳しい御議論というものを踏まえまして、現行スキームを基本にしながら、金融システ

ム安定化の観点から関係金融機関などに要請をす

いりました。

状態から考えてベストのスキームを選択した。こ

そのような立場からこれと取り組んでまいつた

るといった考え方をとつてもおるものでございまして、議員が今御指摘になりましたような、無原則に金融機関に追加負担を求めるといった御批判とは私は異なるものだと思っております。

そのプロセスの中においても、今御指摘になりましたような問題点は、当然のことながら私は関係者の間の意識の問題として十分に議論をされ得た、そのように承知をいたしております。

○牛嶋正君 ちょっとと今の問題と関連いたしますので、二番目の理由を引き続いでお尋ねしてまいりたいと思います。

ういうふうにおつしやっているわけで、そこに大きな矛盾があるわけです。この矛盾が、いつももう一步突き進んでその責任の所在を明らかにしようとすることに何かブレーキをかけているのではないかといふに私は思うのでありますけれども、この点について大蔵大臣、お考えがありますからちょっと。

のであります。しかしその責任論を論じていきました中で、両院の御審議の中でも母体行責任といふことが与野党を問わず強い御指摘がございました。政府いたしましても、この御審議をお願い申し上げておりますスキームを決めてまいります。過程においても、母体行責任ということについては十分に視野に置きながら検討されてきたものだと思つておるままで、少しがつて去る八里にかかり

府は追加負担を求めるに当たりましても明確な原則あるいは明確な方針というものを提示しなければならないのではないかと思っております。私は、はじめの住專処理のスキームからこのことが欠如していて、そして非常に議論を混乱させているといふふうに思ふんですね。私の第一に挙げたい、国民がなかなか理解できない理由の一つはここにあるわけでございます。

ますけれども、私は、後々考えた場合に、この不良債権の処理もできれば自己責任原則に基づいて進めるべきではなかつたかというふうに思つてゐるわけであります。

その手順を申しますと、そのためにはまず住専を破綻に追い込んだ経営責任を明確化する、これが大前提ではないかと思うんですね。その上で、それに基づいて住専処理スキームをつくっていく

でもいらっしゃいますから、私が申し上げること
は状況に説法かもしれませんけれども、私どもも
この住専問題の処理に取り組むためのスキームを
関係者との間で協議いたしてまいりますときに一
番問題といったことは、首相からもお答え
申し上げましたように、今日のような事態を招く
に至ったその経過や責任、これらの問題が解明さ
れていなければならなかつたことである、そのい

ねることは非常に難しい、しかも法的処理が、ふくそうする利害関係その他からいつても住専の場合には大変難しいのではないかという判断から、母体行責任もきちんとしたしました上でこのようなスキームを組んでまいりました。

しかし、国民負担を極力軽減すべきであるといふ御意見にもまた私どもは十分に理のあるところと考え、そしてこの処理スキームを財政支出を半つて苦心をほどこして、手本につきつづけ

の大合唱であります。私は、この大合唱を唱えるためには、その前にもう一度母体行責任についても十分に議論しておかなければならぬと思ひます。これは第三の理由になつております。後でも、この原則がなかつた、原則がはつきりしなかつた、これが最も大きな理由だと思つておりますけれども、總理のお考えを再度お尋ねいたします。

しかし、今の総理のお話にもありましたように、政府が最初にお決めになりました今回の処理スキームというのは、これは時間切れもあつたんですね。ようけれども、まずスキームをおつくりになつて、そしてその後、責任の所在の明確化に努める、私は全く逆の手順を踏まれたと。このことが必要以上に議論を混乱させているわけであります。これが国民の理解がなかなか得られない私の挙げる第一の理由でございます。

たが、現実に今度は政治の問題として考えました場合には、そのような順序の問題を論じていいる余裕があつたのかどうか。それほど今日の不良債権の問題、特にその象徴的な住専問題は、緊急の処理を求められる経済の動脈の中に生じた重大な障害となつっていたのではないか。これをとにかく取り除くことをやらなければならぬ。しかしそのことは、この事態を招いた経過に対する責任、

○國務大臣(橋本龍太郎君) 委員も、昨年の秋から非常に真剣にこの問題を掘り下げてきたといふお話を冒頭なさいました。政府としても、恐らく昨年の今ごろからだらうと思いますが、初夏からこの問題に對して問題意識を深刻に持ち、関係者間の話し合いを積極的に進めてまいったと存じております。むしろ、その関係当事者の間における話し合い、そしてその中で行政が入りながら解決をということに時間を費やし過ぎまして、私は、逆に国民に対して実情を申し上げる機会を失したという点において政府は反省すべきことがあるということを何回か繰り返してここで申し上げてま

この責任の所在がなかなか明確にならない理由も、この手順の違いによつてもたらされている部分が非常に大きいのではないかと思うんです。すなわち、責任の所在が明確化していくばしていくほど、最初にお決めになりました住専処理スキームの手直しにつながっていくのではないか。なぜなら、それは手順をきちつと踏むならば、まず責任の所在を明確にしてスキームをつくるということですから、それを逆にしているわけですから、責任の所在が明確になればなるほどスキームの手直しということにつながっていくのではないか。しかし、政府は繰り返し、当時の我が国の経済

そういうふたよのを免責するものではない、
そう思つております。
したがいまして、この住專問題と取り組むこと
を橋本内閣として決めますその前段階として、官
房長官のもとに関係閣僚が集まりまして協議をい
たしましたときに、情報の開示、それから強力なな
回収、責任の明確化、この三つのことを我々は住
専問題の処理に当たっては決しておろそかにして
はならない、このことを進めることができ非常に重要な
なことであるという申し合わせをいたしまして、
このことは閣議においても了承されたところでござ
ります。

請することについて、それにこたえる体力は存在しているのではないか、そのところは逆の発想で進められてきたのではないかと考えております。

そういう中で、新たなる寄与の問題につきましても、絶えず国会でも御論議いただきながら、また私どもの方が進めます経過の節々に国会にも状況を御報告申し上げながら、この問題は今日まで進められてきたのではないかと私は考えているところでございます。

○牛鷲正君 今おっしゃったことはよくわかるんですけれども、私は、情報開示情報開示と、こう

るといった考え方をとつてもおるものでございました。そして、議員が今御指摘になりましたような、無原則に金融機関に追加負担を求めるといった御批判とは私は異なるものだと思つております。

○牛鷹正君 今、総理はそうおっしゃいましたけれども、こんな状態のもとで不良債権の処理を進めていく、そして同時に、個々の金融機関が自ら責任の原則を貫いていく、そのためには私は、政府は追加負担を求めるに当たりましても明確な原則あるいは明確な方針というものを提示しなければならないのではないかと思っております。私は、この原則がなかなか理解できない理由の一つはここにあるわけでございます。

そして今、追加負担に対しましても母体行責任の大合唱であります。私は、この大合唱を唱えるためには、その前にもう一度母体行責任についても十分に議論しておかなければならぬと思います。これは第三の理由になつております。後でもうお尋ねしてまいりたいと思っておりますけれども、この原則がなかった、原則がはつきりしなかつた、これが最も大きな理由だと思っておりますけれども、総理のお考えを再度お尋ねいたします。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 委員も、昨年の秋から非常に真剣にこの問題を掘り下げてきたといいますお話を冒頭なさいました。政府としても、恐らくお尋ねの今ごろからだらうと思ひますが、初夏からこの問題に對して問題意識を深刻に持ち、関係者間の話し合いを積極的に進めてまいったと存じておられます。むしろ、その関係当事者の間における話し合い、そしてその中で行政が入りながら解決することを何回か繰り返してここで申し上げてまことに時間を使ひ過ぎまして、私は、逆に國民に対して実情を申し上げる機會を失したという点において政府は反省すべきことがあるということを何回か繰り返してここで申し上げてまことに時間を使ひ過ぎまして、私は、

そのプロセスの中においても、今御指摘になりましたような問題点は、当然のことながら私は関係者の間の意識の問題として十分に議論をされてきた、そのように承知をいたしております。○牛鷹正君 ちょっと今の問題と関連いたしますので、二番目の理由を引き続いてお尋ねしてまいりたいと思います。

市場経済を律するのは当然自己責任原則でありますけれども、私は、後々考えた場合に、この不良債権の処理もできれば自己責任原則に基づいて進めるべきではなかつたかというふうに思つていいわけあります。

その手順を申しますと、そのためにはまず住専を破綻に追い込んだ経営責任を明確化する、これが大前提ではないかと思つてますね。その上で、それに基づいて住専処理スキームをつくっていくということでなければならなかつた。

しかし、今の総理のお話にもありましたように、政府が最初にお決めになりました今回の処理スキームというのは、これは時間切れもあつたんでしようけれども、まずはスキームをおつくりになつて、そしてその後、責任の所在の明確化に努める、私は全く逆の手順を踏まれたと。このことが必要以上に議論を混乱させているわけありますし、これが国民の理解がなかなか得られない私の挙げる第二の理由でございます。

この責任の所在がなかなか明確にならない理由も、この手順の違いによつてもたらされている部分が非常に大きいのではないかと思つてます。すなわち、責任の所在が明確化していくばしていくほど、最初にお決めになりました住専処理スキームの手直しがつがつしていくのではないか。なぜなら、それは手順をきちっと踏むならば、まず責任の所在を明確にしてスキームをつくるということですから、それを逆にしているわけですから、責任の所在が明確になればなるほどスキームの手直しということにつながつていくのではないか。しかし、政府は繰り返し、当時の我が国の経済

○國務大臣(久保昌君) 牛嶋さんは経済学の権威でもいらっしゃいますから、私が申し上げることには厭惡に説法かもしれませんけれども、私どももこの住専問題の処理に取り組むためのスキームを関係者との間で協議いたしてまいりますときに一番問題いたしましたことは、首相からもお答え申し上げましたように、今日のような事態を招くに至ったその経過や責任、これらの問題が解明されていなければならなかつたことである、そのことは私は反論を申し上げるつもりはございません。たらちよと。

ただ、現実に今度は政治の問題として考えました場合には、そのような順序の問題を論じてある余裕があつたのかどうか。それほど今日の不良債権の問題、特にその象徴的な住専問題は、緊急の処理を要求される経済の動脈の中に生じた重大な障害となつていたのではないか。これをとにかく取り除くことをやらなければならない。しかしそのことは、この事態を招いた経過に対する責任、そういうふたよのものを免責するものではない、そう思つております。

したがいまして、この住専問題と取り組むことを橋本内閣として決めますその前段階として、官房長官のもとに関係閣僚が集まりまして協議をいたしましたときには、情報の開示、それから強力な回収、責任の明確化、この三つのことを我々は住専問題の処理に当たっては決しておろそかにしてはならない、このことを進めることが非常に重要なことであるという申し合わせをいたしまして、このことは閣議においても了承されたところでござります。

そのような立場からこれと取り組んでまいりましたのであります。しかし、その責任論を論じていて、中で、両院の御審議の中でも母体行責任ということが与野党を問わず強い御指摘がございました。政府といたしましても、この御審議をお願い申し上げております。スキームを決めてまいります。過程においても、母体行責任ということについては十分に視野に置きながら検討されてきたものだと思っておりまして、したがつて法的処理にゆだねることは非常に難しい、しかも法的処理が、ふくそうする利害関係その他からいつても住専の場合は大変難しいのではないかという判断から、母体行責任もきちんといたしました上でこのようなスキームを組んでまいりました。

しかし、国民負担を極力軽減すべきであるという御意見にもまた私どもは十分に理のあるところと考え、そしてこの処理スキームを財政支出を伴つて発足させますけれども、将来にわたって財政支出がどのような形で返還されしていくかという問題を通じて国民負担ができるだけ軽減されるようということで、今その努力を重ねているわけでございます。

これをやります場合に、母体行、つまり金融機関の中でも銀行が体力を持っているから出せ、こういう発想には立っていないと私は思つております。その責任、国会における御論議の趣旨を踏まえた上で、私どもが今母体行にさらなる寄与を要請することについて、それにこたえる体力は存在しているのではないか、そのところは逆の発想で進められてきたのではないかと私は考えているところでございます。

○牛鷹正君 今おっしゃったことはよくわかるんですけれども、私は、情報開示情報開示と、こう

言つておりますけれども、政治もやはり情報開示していかなきゃいけないと思うんです。

食い違いがあると、私は議論がかなり錯綜してしまってはいけないかというふうな気がいたします。

そしてまた、ここに議論が集中されてきたと思します。

わりに、他の住専にも分散して融資をするということもあるわけであります。これは母体行が相互

それで、政治の情報開示というのは何だろうか。ということを考えてみると、最初に住専処理スキームをおつくりになった、それはかなり責任の所在が明確化されないままにおつくりになつたわけだ。責任の所在がなんだか明確化してくれば問題は解決する。これが私は情報開示ではないかと。それから、このスキームそのものも直ししていく

私が挙げるのはこの点なので、私が考えております住専の破綻に関する責任というものはどういうものかということをちょっと最初に申し上げましてコメントをいただき、そして一つの提案をさせていただきたい、こんなふうに思つております。

その場合、私は二つ尺度があるというふうに思つております。一つの尺度は、出資や役員派遣など直接住専の經營に參加する形をとる場合でもあります。それについてはある程度客観的な數値でその両者の關係をとらえることができると、ういうふうに思います。

に乗り入れますので、相互乗り入れ融資というふうに呼んでいいのではないかと思います。

以上のような専属への貸し付けを行つてゐる金融機関、これは直接出資や役員派遣をしていなくとも、私は経営上のかかわりはかなり深いといふふうにみなさなければならないと思ひます。これ

○国務大臣(久保宣君) 情報の開示につきましては、また、これからの政治で一番求められるところではないかなというふうに思つてゐるんですけども、これについて総理はどうなお考へでしようか。

日本に貢献の貢献をもって、住専問題をも角らざるといたしますと、やはり住専たるが不良債権の回収に努め、そして債権者たる金融機関に対しても少しでも元本を返していく、こうでなければならないと思います。言うならば、住専の破綻に関する経営責任は一義的には住専みずから負うべきであるというふうに思います。しかし、既にかなり

もう一つは、全金融機関が住専の融資にとの姿勢があるといふことは、かかるべきである。この二つの尺度があるということですが、前の方の尺度といふのは客観的な数値がありますので比較的明確であります。それに基づいて母体行責任というふうな立場が私は生まれてきたんではないかと思うんですね。しかし、より重要なのは、住専の経営にどう

までこういった金融機関は一般行というふうに分類されてきたわけですが、今申しましたように、融資を通じての経営のかかわりから考えますと、むしろ準母体行あるいは準母体金融機関と呼んでもいいのではないかと思います。

そうだといたしますと、準母体行に対しましても経営責任を求めることができるのではないかと

私は、新しい時代に適応する、的確に対応する金融行政の役割というものに顧みて反省することころは非常に多いと考ております。そういう立場から、金融システムの新たな構築に関して関連法案もお願いを申し上げておるわけでございまして、この専門問題の処理、そしてこれを突破口として、この不良債権の処理をやつてしまりますこととする新たな時代における金融システムの構築というところは、二つの側面から同じ目的に向かうものだ、このようになっておるところでございます。そして、そのことが今、国会におきまして皆様方に御論議をいただいている重要な課題だということを私どもも十分に心に置きながら今日まで御論議をして、そのことが今、国会におきまして皆様方に御論議をいただいている重要な課題だということを

結果的に債権者たる金融機関の負担とならざるを得ないわけです。

ここで問題になるのは、回収不能が確定している債権、一次損失。あるいは回収不能が確実視されている債権、二次損失ですね。これを債権者たる金融機関にどのように割り当てていくかということだらうと思います。このことは、住専みずからが負わなければならぬ経営責任が、債権者たる金融機関によつて住専にかわつて受け継がれたというふうに考えていいのではないかと思うんで

かかわってきたかということは、住専の経営の中心であります融資にどうかかわってきたかでありますので、この点をもつとはつきりしなければなりません。融資における金融機関と住専との関係をあらわす言葉に紹介融資というのがよく使われてまいりました。住専が融資を決定するときの金融機関のかかわり方であります。私は、そのかかわり方を精査しますと、もう少し細かく分類していくといふのではないいかというふうに思っております。例えばある金融機関が融資を依頼された、しかしその金融機関の融資基準に合わない、そのためには全く融資を認めないと、それが審査基準に合った住専にその融資を認めます。

いうふうに思うわけですが、こういった考え方方に對しまして大蔵大臣はどのように考えておられるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○國務大臣（久保直君） 住専問題の債権者の側につきましては、大きく分けますと母体行、一般行、系統金融機関、三つに分類されると思っておりまます。この三つの分類が住専問題に持ちます責任というものはそれぞれに違ひがござります。

特に、母体行の場合には設立の段階から出資、經營、人事、それから紹介融資につきましても特に母体行は住専に対して支配的関与があつたと思ひます。そういう点に関しての母体行責任といふのは、文書が出来てから約十九ヶ月で、

聞かせていただき、また私どもの御意見も申してまいつたと思っております。

したがつて、各金融機関への不良債権の処理に伴う負担の割り当ては、各金融機関ごとに専らこの間

のに、政府が抗議した上でおりまでもう処理次第で
におきましては債権の全額放棄ということ

○牛島正君 これまでの長い審議にもかかわらず十分に国民の理解を得られなかつた第三の理由を

係の密度、別な言い方をしますと住専と各金融機関の距離、二つこの二つに基づいて行うのが、

は肩がれい、高資といふ、なんな呼び方をしているわけであります。

で、そこへ「母体行責任」というものが考えられたと思つております。

私は次に挙げたいと思いますが、それは責任といふ言葉を使う場合にだれもが共通の意味内容で使っているのかなとう気が十らぬです。

間の距離、こうしてかのものに基づいて行なうのが私は最も公平であり、かつまた公正ではないか、こういうふうに考えます。言いかえれば、それはそのまま實行正規と二つ並んであるのです。

また、信用金庫や信用組合などの中小の金融機関がその系列の都市銀行から貸し付けを依頼されたり、あるいは割り当てられたりする場合がある。

しかし、一般行という場合には、他の住専においては母体行であり、そして別の住専においては一般行であるという関係がございます。母体行は

例えは、先ほど指摘されました母体行責任あるいは貸し手責任というような言葉がありますけれども、この言葉がみんな同じ意味合い、意味内容で使っておればいいんですけれども、もしここに

のものが現れる所の明確化ということもあると思ひます。

問題は、この両者の関係の密度あるいは距離といふものをどうはかつていくかということだらうと思うんです。ここに問題があつたわけですね。

呼んでいいと思うのであります。

百六十八行 そしてこれを含めて金融機関が三百に達するという状況でござりますから、今お話をございましたように、一般銀行といえども住専問題について、他の専事に対する母体行責任を有するものについてはやはりこの責任は免れない点がある

ると考えております。それから、金融機関の経営者としての貸し手責任といふものは全体に共通して存在するものだと思つております。

それからまた、同じ母体行でありましても、住専への関与の仕方、支配的なかわり方というものについてはそれぞれ責任のはかり方といふものには違ひもあると考えております。

私は、今後住専処理機構は、預金保険機構と一緒に回収並びに責任追及を行つてまいります場合には、これらの住専が持ちます債権、借り手に対する債権の一つ一つについて精査をする任務がこの機構の中の部署としてなければならぬと思っております。その債権の一つ一つを精査した上、これに対する責任の追及、回収の進め方といふものが必要になってくるんだと思っております。

また、母体行そのものが経営を含めて関与いたしました。

借り手に対する債権の一つ一つについて精査をする任務がこの機構の中の部署としてなければならぬと思っております。その債権の一つ一つを精査した上、これに対する責任の追及、回収の進め方といふものが必要になってくるんだと思っております。

○牛鷹正君 今の御返答を聞いておりますと、私の考え方との間にちょっととずれがあるような気がいたします。

私が今まで述べてまいりました住専の破綻に対する責任というのは、これは母体行を一からげにしてまいりましたその責任ということについて

は、住専問題の不良債権を処理していく場合に、その責任に応じて必要な寄与をなすべきものと考えているところでございます。

○牛鷹正君 今の御返答を聞いておりますと、私の考え方との間にちょっととずれがあるような気がいたします。

私が今まで述べてまいりました住専の破綻に対する責任というのは、これは母体行を一からげにしてまいりましたその責任ということについて

るわけです。

そうだとしますと、今の追加負担もそのあたりが非常にあいまいなままに進められているという

よう思いますので、最初に申ましたように、自ら規律といふものがこの不良債権の処理のプロセスの中で確立していくだろうかというふうな懸念を持つわけでございます。

この点について、再度ちょっとと大蔵大臣にお尋ねいたします。

○國務大臣(久保昌君) 表現の仕方が私はまことに私たは先ほど申し上げたように思います。

母体行一からげの責任論ということではないの

ではないか、母体行といえどもその母体行それぞれの住専に対するかわり方といふものは違うだ

ろう、そういうことは検討されていかなければならぬ問題だらうということを申し上げました。

また、紹介融資などについても、これは必ずしも母体行が行つたということだけではないかもし

れない。したがつて、この融資債権となつておりますものについて一件一件精査が行われて、その

責任追及と回収の手段が尽くされなければならない

といふことを先ほど申し上げたつもりでござい

ます。

その点に關しましては、先生のおっしゃることに私は全く異論はございません。

○牛鷹正君 もう一つだけお尋ねしたいんです

が、貸し手責任といふのをどういうふうにお考えになつていています。

私は、貸し手責任といふのは、むしろ債権者と

考えます。

それで、そのような立場に照らして今回の住専問題を見ます場合に、住専に対して貸し手として資金を融資いたします場合に経営の責任が十分に果たされたか、そういう点については、いわゆる貸し手責任と言われております金融機関の融資に当たつての経営責任は十分であったか、そのことは問われなければならないことだと思っております。

○牛鷹正君 それでは、四番目の理由に移らせていただきたいと思います。

住専処理スキームがまとめられていくとき、そ

のときの責任者の一人とみなされております加藤幹事長に対する政治献金に絡む疑惑が全く晴れないままに金融改革の審議が今日まで進められてきたこと、これがなかなか国民に理解されないもう一つ大きな理由じゃないかというふうに思

うわけであります。

これは大変不幸なことであります。加藤幹事長に対する疑惑はそのまま住専処理スキームに投

影され、国民は一種の色眼鏡で住専処理スキームを見てきたのではないかというふうに思うわけ

であります。

そうだとすれば、責任のある地位にある政治家

というのは、自分にかけられた疑惑は一刻も早く晴らして、国民が色眼鏡をかけて国會での審議を見守ることができる環境をつくつていくことによ

り努めなければならないと、こういうふうに思いました。私は、これこそ政治家の情報開示であり、そしてまた政治家の最も大切な態度ではないかとい

うふうに思うわけであります。

しかし、加藤幹事長は、参考人として衆議院

の金融特別委員会に参考人として出席されましたけれども、大蔵大臣はどういうふうにお考えですか。

いいですか、時期を失したというふうな感を持つております。

それからもう一つは、この四日の参考人招致に

おきました、むしろ政治献金一千万円の疑惑といふのは一層深まつたのではないかというふうに私は思つます。それはなぜかといいますと、参考人として出席されたわけですが、何となるべくその場を取り繕うというふうな姿勢が私には見えたからでございます。

○牛鷹正君 仮に政治家としての責任を議実に果たしていくことになりますと、

堂々と証人喚問に応じて疑惑を晴らすべきであつたというふうに私は思つます。

私は、加藤幹事長がもつと早い時期に政治家としての責任を果たされたならば、金融改革の審議はもつと円滑に進み、そしてまた国民の理解ももつと得られたのではないかと、こういうふうに思つます。もしそうだとすれば、私は加藤幹事長の責任は二重の意味で重いものではないかといふふうに思つますが、それだけでも、これについての総理の率直な御見解を賜りたいと思います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、六月四日という出席の日取り、日程が遅かつたということから始めて幾つかの問題点を提起されました。しかし私は、御指摘のこと、これは司法の場に告発がなされておることでもありますし、事実関係のはつきりしない問題についてとかく言及することは適当ではない、そのように思つております。

○牛鷹正君 私は、国民の理解が得られない理由を四つ挙げて總理と大蔵大臣に御質問をしてまいりましたけれども、このやりとりを聞いていて、まだまだやつぱり国民の皆さん御理解は難しいんじゃないかというふうな気がいたしました。

そこで、残りましたけれども、このやりとりを聞いて、まだまだやつぱり国民の皆さん御理解は難しいのかというふうに思つます。

この法案が通りますと、住専処理機構が一応不良債権を処理する筋道ができるわけございま

す。そしてまた、それを進めていく体制あるいは機構も用意されることになります。

○國務大臣(久保昌君) 金融機関の経営責任を負います者は、お話をようこそ、絶えず預金者、貯金者に対しても責任を果たしているかどうかといふ基業上の關係があつたのかといふことを明確にしないかなければならない、こんなふうに思つてい

まして、これは必ずしも今後そういうことができないということではなくて、今後そういう手法も交えて考えていくことは十分可能かと存しますけれども、必ずしも慎重だけではなくて、いろいろ新しい試みも織りませて債権の回収というものに当たつていかなければならぬと考えております。

○牛鷹正君 それでは次に、金融システムというよく使われる言葉ですが、これをもう一度取り上げまして、大蔵省の権限の集中と分散に關しましてちょっとお尋ねをしてまいりたいと思います。

この前、予算委員会でもお尋ねいたしましたが、総理はよく金融システムは経済の動脈であるといふふうにお使いになるわけです。そのときの金融システムというの私は最も広い概念でお使いになつていて、こういうふうに思います。我が国における貨幣及び資金の流れを方向づける枠組み全体を示しているのではないかと思います。しかしながら、金融システムという場合には金融市場に限定いたしまして、そこで資金の需給を調整する機能に着目いたしまして、その機能を持つている直接金融制度、それから間接金融制度の枠組み全体を金融システムと呼ぶ場合もあるようでございます。これに対しまして、最も狭い使い方では、金融市场における間接金融に限定して、金融仲介者としての銀行制度を金融システムと呼ぶ呼び方があるように思ひます。

しかし、金融三法の議論を展開するに当たりまして、二十一世紀に向けた金融システムの再構築という言葉を使っておられるわけあります。これは先ほど一番目に申しました金融市場を構成する直接・間接金融制度の枠組み全体を金融システムと呼んでおられるというふうに私はとらえているんですねけれども、そうでしょう。大蔵大臣にお尋ねいたします。

○政府委員(西村吉正君) 私どもは、先生の今おっしゃいました広い意味におきまして、間接金融、直接金融両方を含んだ意味において二十一世紀に向けた金融システムという気持ちでございま

す。しかしながら、この金融三法そのものにおきましては、その中の間接金融の部分に重点を置いています。したがって、その課題であります不良債権の処理のための法律であります。しかし、それで終わるわけではありませんで、絶えず二十一世紀の我が国の金融が申しましたように、今の金融三法はいわば當面の課題であります。しかし、それで終わるわけではありませんで、もう一度やつぱり直接金融と間接金融の調和をどう図つていくかということを考えなければならぬ。

○牛鷹正君 そうでありますけれども、先ほど私が申しましたように、今の金融三法はいわば當面の課題であります。しかし、それで終わるわけではありませんで、絶えず二十一世紀の我が国の金融システムのあり方というものをやつぱり頭の中に描いておかなければ、私はこの金融三法を議論する場合もちょっと部分的な議論に終わつてしまつのではないかと、こんなふうに思つております。

直接・間接金融制度、いわば金融市场全体の枠組みなんでしょうかども、そう今お答えになりました。だとしますと、いろんな切り口があるわけですね。民間金融と公的金融という切り方もあります。それから個人金融と企業金融という切り方もあります。それから国際金融と地域金融という切り方もあります。それから個人金融と公的金融の適正な役割分担、そして最後は、生活水準の着実な向上を促す個人金融の拡充、こういったものの幾つか挙げるだけですね。民間金融と公的金融の確立が求められます。中でも、信金あるいは信組、これは我が国地域経済におきましてかなり重要な役割を果たしてまいりました。ところが、この三法を見ますと、そういつた今まで地域金融を抱つてきた中小の金融機関がどうも整理統合されていくような方向が見られるわけになります。そうしますと、この地域経済を支える地域金融をどういうふうに確立していくかという問題も一つ挙がつてくると思います。

それから、民間金融と公的金融の適正な役割分担、そして最後は、生活水準の着実な向上を促す個人金融の拡充、こういったもののが非常に限定した議論になつていてあるわけありますけれども、しかし、私が申しましたように、二十一世紀をにらんで今の金融三法を議論していくことになりますと、やっぱりある程度二十一世紀の我が国の金融システムの姿みたいなのを描いておかなければならぬのではないか。

みんなそれがいままで御議論されているのかなというふうなことをよく感じることがあるわけですね。これは先ほど二番目に申しました金融市場を構成する直接・間接金融制度の枠組み全体を金融システムと呼んでおられるわけあります。

○牛鷹正君 私どもは、先生の今おっしゃいました広い意味におきまして、間接金融、直接金融両方を含んだ意味において二十一世紀に向けた金融システムという気持ちでございま

一つは、国際金融市场での邦銀の信頼の回復、これは一つ挙げなければならぬだろう。

それから二番目は、直接金融と間接金融の調和。今まで余りにも間接金融に偏つてきた。これがいろいろな不良債権の問題をもたらしてきているわけで、ですから、もう一度やつぱり直接金融と間接金融の調和をどう図つていくかということを考えなければならない。

それから、地域経済を支える地域金融の確立であります。中でも、信金あるいは信組、これは我が国地域経済におきましてかなり重要な役割を果たしてまいりました。ところが、この三法を見ますと、そういつた今まで地域金融を抱つてきた中小の金融機関がどうも整理統合されていくような方向が見られるわけになります。そうしますと、この地域経済を支える地域金融をどういうふうに確立していくかという問題も一つ挙がつてくると思います。

それから、民間金融と公的金融の適正な役割分担、そして最後は、生活水準の着実な向上を促す個人金融の拡充、こういったもののが非常に限定した議論になつていてあるわけありますけれども、しかし、私が申しましたように、二十一世紀をにらんで今の金融三法を議論していくことになりますと、やっぱりある程度二十一世紀の我が国の金融システムの姿みたいなのを描いておかなければならぬのではないか。

うちの一番最初に挙げました国際金融市场での邦銀の信頼の回復、これはまさに国際金融局の担当だと思います。二番目の直接金融と間接金融の調和、これは銀行局と証券局であります。そして三番目の地域経済を支える地域金融の確立、これは銀行局です。それから四番日の民間金融と公的金融の適正な役割分担、これは理財局でございます。そして最後の生活水準の着実な向上を促す個人金融の拡充、これは銀行局と理財局だらうと思いま

も、それに全部大蔵省の各局が関連をしているわけあります。こういうふうに見てまいりますと、いかに大蔵省に権限が集中しているかということがわかるかと思います。

こういつた二十一世紀の金融システムを確立するに当たりまして、こういうふうに大蔵省一省の中で各局がそれぞれの目標に関連して、そして権限が集中している、これは一つ大きな問題ではないかなどうふうに思うわけですけれども、これについて大蔵大臣のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○國務大臣(久保亘君) 今御指摘になりました大蔵行政の機構、権限というものが、グローバル化が進みます中でのこれから経済、金融に対する行政としてきちんと対応できるのかどうかというような問題が、今日の不良債権処理とともに、新たな時代にふさわしい金融システムの確立が求められています。そういう中でいろいろと検討、模索が続いているわけでございます。

○牛鷹正君 もう一つ大蔵省の改革にいたしましておきたい点がござりますのでお聞きいたいです。大蔵省には七局あると聞いておりますけれども、その中で各局がそれぞれの目標に関連して、どのよ

うな改革が必要かということに関する議論が与党においても行われておりますし、国会でも御議論をいたしております。また大蔵省自身としても、実は私は、皆さんにこういう二十一世紀の我が国の金融システムの姿をお示しするつもりはございません。今挙げました五つの目標に大蔵省の各局がどんなふうに絡んでいるかということであります。

大蔵省には七局あると聞いておりますけれども、そのうちの一番最初に挙げました国際金融市场での邦銀の信頼の回復、これはまさに国際金融局の担当だと思います。二番目の直接金融と間接金融の調和、これは銀行局と証券局であります。そして三番目の地域経済を支える地域金融の確立、これは銀行局です。それから四番日の民間金融と公的金融の適正な役割分担、これは理財局でございます。そして最後の生活水準の着実な向上を促す個人金融の拡充、これは銀行局と理財局だらうと思いま

ます。このように考えておりまして、今お話をございましたようなことは、これからいわゆる大蔵改革というよううなことで取り上げられている問題の焦点であり、改革を検討いたします場合の重要な視点でもあるうと思つております。

○牛鷹正君 もう一つ大蔵省の改革につきまして御留意いただきたい点がござりますのでお願い申し上げたいと思いますが、これはこの前予算委員会で、金融システムと財政システムの両輪であつて、我が国の経済の再建のためにこの二つのシステムをちゃんととした形にしていかなければならぬというふうに申し上げました。ところ

が、この二つとも、先ほど挙げました大蔵省の四つの局以外の残りの三つの局が、これが財政システムの方を担っているわけですね。バブルが発生したときに、私この前もちよつと申し上げましたけれども、バブルが発生した一つの要因といたしまして、あの当時、政府は財政重建を第一の課題にしておられたと思うのであります。平成二年には何としても赤字国債をゼロにする、そういうことで税収の増大を図つてこられたと思います。そのときにバブルが発生いたしましたとして、随分と税収が伸びたわけあります。そして、平成二年に赤字国債が解消するわけですけれども、そのため、私は总量規制の時期というものが多少ともおくる要因がそんなところにあつたんではないかなというふうに思うわけであります。

この前の私の質問のときは、今度は金融システムを一生懸命再建していく、再構築していくといふところに余りにも政策の重点を置き過ぎる

一方で、税収の減による事業量の縮小というものを避けるために我々は国債政策をとり、その部分は今累積赤字の増大ということになり、国債の償還に今後非常に苦しまなければならない新しい

問題を惹起いたしました。残つてまいりますものは、財投をいかに活用するかということであろうと存じます。

そして、そうした視点を持つてこの問題を見ますとき、必ずしも財政と金融という二つの車、それが一つの場所にあつていいかという、単純明快に分けることはなかなか難しい問題をはらむのですなからうか。むしろ、今後の経済運営の中ではなかろうか。しかし、一方で成立するよう御論議を拝聴しながら感じております。

そして、そのリスクマネーの供給に対しても民間資金がなかなかシステムに動かない部分を、我が国の場合、公的金融がある程度肩がわつてきました部分はないだろうか。そう考えてみますと、公的金融がこれをカバーし切つてしまつたとは必ずしも言えません。しかし、財投原資とするリスクマネーの役割を果たしてきたという機能もござります。

そうなりますと、果たして財政と金融と真っ向から分けてしまえるのかどうか。これは我が国の財政・経済政策の根本にも入る部分であります

が、今我々は、景気の回復の基調というものが民需に移行されしていくこと、素直な形で流れていくことを心から願つておりますけれども、今まで我

が国の景気を立て直してまいります場合、乗数効果が云々されながらも公共投資というものの、しか

ばり貯蓄の方が投資をかなりオーバーする、上回るというふうなことで、系統もこういう問題を引き起こしてきたわけですね。ですから、これからもやつ

はもう一つの定義の仕方があるようになります。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、非常に専門的に分析をされた議員の御議論を拝聴しながら、私は、もう一つ違った角度から考えた場合にどうなるだろと自問自答いたしておりました。

それは先ほどの、金融市場を広くとらえる、狭くとらえる、あるいは中間的なとらえ方をする、その御議論にも関連するところでありますけれども、市場というものを定義いたします場合に、私はもう一つの定義の仕方があるようになります。

時産業が必要とする資金の供給を受ける場としての市場であります。そして、そうした視点から見ましたとき、從来から非常に気になつております。

特則市場の整備等、特に証券市場においてさまざま

な努力がなされております。

しかし、依然として我が国における創業期の支

援、あるいは起業時の支援と言つてもいいのかも

しません、の資金調達に非常に困難を感じる

ケースが多いと言われている。そして、ある意味

では今回の事態の裏側の大きな原因でありますけ

れども、担保というものを非常に不動産に限定し

た形で担保価値を設定している。業を起こす時点

でありますから資産がそんなにあるわけは当然の

うものが我が国商業を起こす時点における非常に

大きなネックになつていて。そうした問題意識が

ものではないかというふうなことで申し上げたわ

けです。この二つを大蔵省がやつぱり両方とも

抱つておられるわけであります。

その場合に、これまで繰り返してきた過ちが、

今後二十一世紀に向けて新しい金融システムを再構築していくに当たつてもまた繰り返されるので

はないかなというふうな懸念を持つておられるわけ

ございますけれども、その点につきまして、今度

は総理大臣にちょっとお尋ねを申し上げたいと思

います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、非常に専門的に

分析をされた議員の御議論を拝聴しながら、私は、

もう一つ違った角から考えた場合にどうなるだ

ろと自問自答いたしておりました。

それは先ほどの、金融市場を広くとらえる、狭

くとらえる、あるいは中間的なとらえ方をする、

その御議論にも関連するところでありますけれども、市場というものを定義いたします場合に、私はもう一つの定義の仕方があるようになります。

時産業が必要とする資金の供給を受ける場としての市場であります。そして、そうした視点から見ましたとき、從来から非常に気になつております。

特則市場の整備等、特に証券市場においてさまざま

な努力がなされております。

しかし、依然として我が国における創業期の支

援、あるいは起業時の支援と言つてもいいのかも

しません、の資金調達に非常に困難を感じる

ケースが多いと言われている。そして、ある意味

では今回の事態の裏側の大きな原因でありますけ

れども、担保というものを非常に不動産に限定し

た形で担保価値を設定している。業を起こす時点

でありますから資産がそんなにあるわけは当然の

うものが我が国商業を起こす時点における非常に

大きなネックになつていて。そうした問題意識が

ものではないかというふうなことで申し上げたわ

けです。この二つを大蔵省がやつぱり両方とも

抱つておられるわけであります。

その場合に、これまで繰り返してきた過ちが、

今後二十一世紀に向けて新しい金融システムを再構築していくに当たつてもまた繰り返されるので

はないかなというふうな懸念を持つておられるわけ

ございますけれども、その点につきまして、今度

は総理大臣にちょっとお尋ねを申し上げたいと思

います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、非常に専門的に

分析をされた議員の御議論を拝聴しながら、私は、

もう一つ違った角から考えた場合にどうなるだ

ろと自問自答いたおりました。

それは先ほどの、金融市場を広くとらえる、狭

くとらえる、あるいは中間的なとらえ方をする、

その御議論にも関連するところでありますけれども、市場というものを定義いたします場合に、私はもう一つの定義の仕方があるようになります。

時産業が必要とする資金の供給を受ける場としての市場であります。そして、そうした視点から見ましたとき、從来から非常に気になつております。

特則市場の整備等、特に証券市場においてさまざま

な努力がなされております。

しかし、依然として我が国における創業期の支

援、あるいは起業時の支援と言つてもいいのかも

しません、の資金調達に非常に困難を感じる

ケースが多いと言われている。そして、ある意味

では今回の事態の裏側の大きな原因でありますけ

れども、担保というものを非常に不動産に限定し

た形で担保価値を設定している。業を起こす時点

でありますから資産がそんなにあるわけは当然の

うものが我が国商業を起こす時点における非常に

大きなネックになつていて。そうした問題意識が

ものではないかというふうなことで申し上げたわ

けです。この二つを大蔵省がやつぱり両方とも

抱つておられるわけであります。

その場合に、これまで繰り返してきた過ちが、

今後二十一世紀に向けて新しい金融システムを再構築していくに当たつてもまた繰り返されるので

はないかなというふうな懸念を持つておられるわけ

ございますけれども、その点につきまして、今度

は総理大臣にちょっとお尋ねを申し上げたいと思

います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、非常に専門的に

分析をされた議員の御議論を拝聴しながら、私は、

もう一つ違った角から考えた場合にどうなるだ

ろと自問自答いたおりました。

それは先ほどの、金融市場を広くとらえる、狭

くとらえる、あるいは中間的なとらえ方をする、

その御議論にも関連するところでありますけれども、市場というものを定義いたします場合に、私はもう一つの定義の仕方があるようになります。

時産業が必要とする資金の供給を受ける場としての市場であります。そして、そうした視点から見ましたとき、從来から非常に気になつております。

特則市場の整備等、特に証券市場においてさまざま

な努力がなされております。

しかし、依然として我が国における創業期の支

援、あるいは起業時の支援と言つてもいいのかも

しません、の資金調達に非常に困難を感じる

ケースが多いと言われている。そして、ある意味

では今回の事態の裏側の大きな原因でありますけ

れども、担保というものを非常に不動産に限定し

た形で担保価値を設定している。業を起こす時点

でありますから資産がそんなにあるわけは当然の

うものが我が国商業を起こす時点における非常に

大きなネックになつていて。そうした問題意識が

ものではないかというふうなことで申し上げたわ

けです。この二つを大蔵省がやつぱり両方とも

抱つておられるわけであります。

その場合に、これまで繰り返してきた過ちが、

今後二十一世紀に向けて新しい金融システムを再構築していくに当たつてもまた繰り返されるので

はないかなというふうな懸念を持つておられるわけ

ございますけれども、その点につきまして、今度

は総理大臣にちょっとお尋ねを申し上げたいと思

います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、非常に専門的に

分析をされた議員の御議論を拝聴しながら、私は、

もう一つ違った角から考えた場合にどうなるだ

ろと自問自答いたおりました。

それは先ほどの、金融市場を広くとらえる、狭

くとらえる、あるいは中間的なとらえ方をする、

その御議論にも関連するところでありますけれども、市場というものを定義いたします場合に、私はもう一つの定義の仕方があるようになります。

時産業が必要とする資金の供給を受ける場としての市場であります。そして、そうした視点から見ましたとき、從来から非常に気になつております。

特則市場の整備等、特に証券市場においてさまざま

な努力がなされております。

しかし、依然として我が国における創業期の支

援、あるいは起業時の支援と言つてもいいのかも

しません、の資金調達に非常に困難を感じる

ケースが多いと言われている。そして、ある意味

では今回の事態の裏側の大きな原因でありますけ

れども、担保というものを非常に不動産に限定し

た形で担保価値を設定している。業を起こす時点

でありますから資産がそんなにあるわけは当然の

うものが我が国商業を起こす時点における非常に

大きなネックになつていて。そうした問題意識が

ものではないかというふうなことで申し上げたわ

けです。この二つを大蔵省がやつぱり両方とも

抱つておられるわけであります。

その場合に、これまで繰り返してきた過ちが、

今後二十一世紀に向けて新しい金融システムを再構築していくに当たつてもまた繰り返されるので

はないかなというふうな懸念を持つておられるわけ

ございますけれども、その点につきまして、今度

は総理大臣にちょっとお尋ねを申し上げたいと思

います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、非常に専門的に

分析をされた議員の御議論を拝聴しながら、私は、

もう一つ違った角から考えた場合にどうなるだ

ろと自問自答いたおりました。

それは先ほどの、金融市場を広くとらえる、狭

くとらえる、あるいは中間的なとらえ方をする、

その御議論にも関連するところでありますけれども、市場というものを定義いたします場合に、私はもう一つの定義の仕方があるようになります。

時産業が必要とする資金の供給を受ける場としての市場であります。そして、そうした視点から見ましたとき、從来から非常に気になつております。

特則市場の整備等、特に証券市場においてさまざま

な努力がなされております。

しかし、依然として我が国における創業期の支

援、あるいは起業時の支援と言つてもいいのかも

しません、の資金調達に非常に困難を感じる

ケースが多いと言われている。そして、ある意味

では今回の事態の裏側の大きな原因でありますけ

れども、担保というものを非常に不動産に限定し

た形で担保価値を設定している。業を起こす時点

でありますから資産がそんなにあるわけは当然の

うものが我が国商業を起こす時点における非常に

大きなネックになつていて。そうした問題意識が

ものではないかというふうなことで申し上げたわ

けです。この二つを大蔵省がやつぱり両方とも

抱つておられるわけであります。

その場合に、これまで繰り返してきた過ちが、

今後二十一世紀に向けて新しい金融システムを再構築していくに当たつてもまた繰り返されるので

はないかなというふうな懸念を持つておられるわけ

ございますけれども、その点につきまして、今度

は総理大臣にちょっとお尋ねを申し上げたいと思

います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、非常に専門的に

分析をされた議員の御議論を拝聴しながら、私は、

もう一つ違った角から考えた場合にどうなるだ

ろと自問自答いたおりました。

それは先ほどの、金融市場を広くとらえる、狭

くとらえる、あるいは中間的なとらえ方をする、

その御議論にも関連するところでありますけれども、市場というものを定義いたします場合に、私はもう一つの定義の仕方があるようになります。

時産業が必要とする資金の供給を受ける場としての市場であります。そして、そうした視点から見ましたとき、從来から非常に気になつております。

特則市場の整備等、特に証券市場においてさまざま

な努力がなされております。

しかし、依然として我が国における創業期の支

援、あるいは起業時の支援と言つてもいいのかも

しません、の資金調達に非常に困難を感じる

ケースが多いと言われている。そして、ある意味

では今回の事態の裏側の大きな原因でありますけ

れども、担保というものを非常に不動産に限定し

た形で担保価値を設定している。業を起こす時点

でありますから資産がそんなにあるわけは当然の

うものが我が国商業を起こす時点における非常に

大きなネックになつていて。そうした問題意識が

ものではないかというふうなことで申し上げたわ

けです。この二つを大蔵省がやつぱり両方とも

抱つておられるわけであります。

その場合に、これまで繰り返してきた過ちが、

今後二十一世紀に向けて新しい金融システムを再構築していくに当たつてもまた繰り返されるので

はないかなというふうな懸念を持つておられるわけ

ございますけれども、その点につきまして、今度

は総理大臣にちょっとお尋ねを申し上げたいと思

います。

○國務大臣(橋本龍太郎君) 今、非常に専門的に

分析をされた議員の御議論を拝聴しながら、私は、

もう一つ違った角から考えた場合にどうなるだ

ろと自問自答いたおりました。

それは先ほどの、金融市場を広くとらえる、狭

くとらえる、あるいは中間的なとらえ方をする、

その御議論にも関連するところでありますけれども、市場というものを定義いたします場合に、私はもう一つの定義の仕方があるようになります。

時産業が必要とする資金の供給を受ける場としての市場であります。そして、そうした視点から見ましたとき、從来から非常に気になつております。

特則市場の整備等、特に証券市場においてさまざま

な努力がなされております。

しかし、依然として我が国における創業期の支

援、あるいは起業時の支援と言つてもいいのかも

しません、の資金調達に非常に困難を感じる

構築していくためには自己規律、それから情報開示、そして検査基準の確立という三つの要素を挙げましたけれども、私は、この三つの要素は並列的ではなくて、検査基準こそ自己規律、それから情報開示の二要素の前提になるものというふうに実は位置づけているわけでござります。

というのは、個々の金融機関は検査基準に基づいて自己「査定」をすると思いますが、そして、経営に対する自助努力を重ねて、自己規律をそこで確立していくわけあります。また、個々の金融機関は、その検査基準と関連するデータを開示することによって預金者に対して経営の状態について情報を提示していくことになるかと思いまます。また当局は、この検査基準に基づいて個々の金融機関の経営状態をチエックし、検査ルールに基づいてより健全な方向へと誘導していく。

こういうふうに考えますと、この検査基準といふのは、私は、今回出されました金融三法の中では最も重要なポイントではないかというふうに思つております。もつと大げさな言い方をしますと、二十一世紀に向けた新しい金融システムの再構築を目指すに当たりまして、その成否のかぎを握っているのがこの検査基準ではないかと思います。

この検査基準をつくるていくに当たりまして、私は二つの要件が求められるのかなというふうに思います。一つは、その検査基準は自由裁量の余地がほとんど入らない客観性を持つこと、これがまず第一。それから二番目は、検査基準は個々の金融機関の経営状態をできるだけ明示するものでなければならぬ。この二つの要件を満たすということは、これは大変なことなんですね。

資料の中でも言つておられますように、今まで検査基準は決まっておりませんけれども、自己資本比率なんというものが挙がっております。アメ

ところが、そうなりますと、その経営のいろいろな状況を総合的には把握できない、こういう問題があります。今度は、逆に経営状態を総合的にチェックしていくためには、これまでもそういうふうなデータをお使いになつていたと思うんですね。が、資産内容とか自己資本、損益の状態、流動性、それから経営管理のあり方等々を勘案されていたらと思うんですけれども、これは経営指標が複数になりますから客観性を失うわけです。どういうふうにウエートづけするかというところで恣意性が入るわけですね、自由裁量が入ってくるわけあります。

こういうふうに考えると、この検査基準の決め方というのは非常に重要なのであります。ところが残念ながらこれは後回しにしているわけです。ね。省令で決めるというふうにされているわけで、これが私は非常に問題ではないかというふうに思ふわけであります。

この検査基準について、まず大蔵大臣、どんなふうにお考えになつてているのか。

○國務大臣(久保田善) 今お話をございましたように、この検査基準はできるだけ裁量の入り込む余地が少なくなるよう客観的な基準が必要だらうと、このように考えております。この基準をどのように決めていくかということにつきましては、省令をもつて決めてまいことにいたしておりますが、できるだけ専門的な方々の御意見も伺う努力が必要になつてくるんだと考えておりまして、この検査基準がどのように決定できるかということは、今後の金融システムのあり方にやつぱり基本的にかかわつてくる重要な問題であるうことを考えております。

○政府委員(西村吉正君) 牛嶋先生御指摘のように、実は金融制度調査会におきましても、その客觀性、透明性というところを重視するか、あるいは経営状況をより的確に把握するということを重

ございました。

結局、結論的に自己資本比率というものをとりましたのは、どちらかというと透明性ということ、あるいは行政の裁量を狭めるということを重視したわけでござります。しかしながら、この自己資本比率ができるだけ経営状況をより的確に示すような一つの工夫として、金融機関そのものが、外部監査も含めました自己査定によりまして、その自己資本比率を算定する根拠をみずから認識していく、そのようなプロセスも入れることによつてこの二つの要請を両立させるよう努力してまいりたいと考えております。

○牛飼正君 ちょっと一言だけ申し上げたいんでですが、私はどういうふうな検査基準をつくるかと、いうことを言つておるんじやないで、こんな大事なポイントだからやっぱり議会での議論の対象にしていただきたいということあります。私なんかそれについては幾らでも言いたいことがあるわけでありますから、それを審議会の話ばかり聞いて我々の、本当に国民を代表した意見を聞けないというのは、先ほど大蔵省の体質改善を申しましてけれども、そんなところから直していただきたいということをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

〔委委長退席、理事前田勲男君着席〕

○梶原敬義君 大変御苦労さまです。

私は、ずっとこれまで議論をしてきましたが、とどのつまりは、結局、住専の問題にしても、この異常なバブルがどうして発生をしたのか、そしてバブルがこんなに大きくなる前にそれに早く手をつけ得なかつたのか、この辺が私はやっぱり今更的に反省をしなきゃいけないだろう。バブルは、今度は手をかえ品をかえてまた恐らく資本主義諸国の中では発生をするだらうと言われておりますが、今後、この教訓をどのように生かすかと、いうことが私は大事な問題だらうと思います。

我が国が太平洋戦争無条件降伏、ポツダム宣言を受けるときに、戦勝国は、どうしてああいう日

だつたと思うんですね。そこで彼らが考えたのは、やつぱり日本には本当の民主主義がなかつたんじゃないか、そういうことで教育の国家統制を外していく。あるいは、職場に民主主義がなかつたんだろう、それで労働組合を職場につくつた方がいい。あるいは、財閥が日本の経済や政治を動かしておる、この財閥を解体する。あるいは、農村で生きていますと大地主が農村を支配しておる。これらを変えて、今日、それを日本が平和憲法で生かしながら、日本の今の平和な状況というのがつくられたと思うんですね。ですから、今度はこのバブルの教訓をどのように生かしていくかということをもつと真剣に考えなきゃいけないと思います。

司馬遼太郎さんが亡くなる前に、このような状態を憂えまして、雑誌で対談をしております。これは日本人に対する遺言とも言われております。

第一に、日本人の土地に対するゆがんだ考え方を指摘しており、第一番目に、今回のバブルについて、バブルを見逃したのは紛れもなく我々全体だと。一度の反省もなく今日の事態を迎えた云々、そして、私は、太平洋戦争を起こし、負けて降伏したあの事態よりももっと深刻なのではないか、日本は再び敗戦を迎えたのではないか、このように指摘をしております。私もそのように思いますし、国会に籍を置く我々にもこれはやはり責任がある、このように考えておるところでございます。

具体的に、じゃ我々国会や政治の責任というのはどこにあるのか、どうするのか、これはなかなか答える出ませんが、我々も戦費の一部でもカットしてやはりこの不明をわびるようなことも考えなきゃいけないんじやないか、今つくづくそのよう思つております。

問題は、しかしそういう中ではありながら、金融のプロというか、我々が最も信頼をしておる大蔵省の金融当局あるいは日本銀行、一体こちらのプロの集団がどうしてあいうバブルをいつまでも放置しバブルの状態を見逃してきたのか。

してさらには、プラザ合意以降、金融の自由化以降、いろいろ競争条件はあつたとしても、金融会社が競つて不動産にどんどん投資をしていく、それに対する大蔵省金融当局の検査あるいは日銀の考査、こういうものがどうして早自早目に反映をされチェックをされ得なかつたのか。また、二・五%という超低利の公定歩合が二年と三ヵ月ずっと放置をされて、これもバブルの一因になつた、このように言われております。

私最近いろいろ本を読んでみましたら、経企庁も当時の景気判断に対してあつちじやないこつちじやないと相当悩んでおつたようであります。(適切な経済指導ができるなかつた経企庁にも反省をしてもらわなきやいけないと思いますが、当面、金融のaproであります日銀あるいは大蔵省金融当局、こちらの反省と改革に対する総理の御見解を承りたいと思います。

○國務大臣 橋本龍太郎君 政治あるいは行政、同じことだと思いますけれども、私はその折その折にはやはり最善を尽くす、そのつもりで努力をしているておりますし、また最善の施策を選択していると判断して物事は進めていると思います。しかし、後で振り返つてみれば、あのときこうしておけばよかつた、あるいは半年早くこの政策に着手しておけばとか、そうしたものは振り返つてみると出てくるものであろうと思います。恐らくそうしたことから、歴史にもしは禁物だというような言葉も一部で言られたのかもしれません。

私どもちよど敗戦のときが小学校の一年生でありまして、敗戦直後のインフレをまさに子供の時代に経験をしてまいりました。そして、今振り返つてみまして、このバブルの時期というものの問題はあつたと言わなければなりませんし、その時代から続く右肩上がりの成長といふものはどういなかでやはり地価であれ株価であれ破綻を来すものだつた、それは今になれば我々は本当にそう思ひます。

当時の政策担当者としてそうしたことを十分理解していなかつた点は、これは幾らおしかりを受けても仕方のないことありますけれども、やはり景気の維持、あるいは地価や物価の安定、さらには資金供給の円滑化、さまざまな政策目的をバランスよくかつスマートに実行、変更できなかつたという点については、我々もそれだけの度胸がなかつた部分もありますし、政策担当者にも、その先を考えた場合に、もう少し大丈夫だろう、あるいはもう少し様子を見たいという心境が働くなかつたとは思いません。この経験というものを十分に肝に銘じながら、いかにして機動的な対応を恐れず実行していくか、これがこのバブルの生成から崩壊のプロセスの中で一番我々が深刻に学び取らなければならないことではなかろうか、そのように考えております。

○梶原敬義君 私は、常々、経済運営をする場合に、悪い道をアクセルを踏んで走らせて、そして急にブレーキをかける、こういうような経済運営がずっと戦後とられてきたと思います。特にひどかったのは狂乱インフレのときでありますし、そして今回ですね。高原のハイウエーを、上下あります、上がり下がりするように、そういうもつともなだらかな経済運営というものを一方ではぜひやってもらいたい、このように思います。

〔理事前田兼男君退席、委員長着席〕

そこで、我々も国会で議論しましたが、政治の責任について少し触れてみたいと思うんです。

一九八五年、昭和六十一年五月に、国土庁は「一世纪の東京のあるべき姿を描いた首都改造計画」というのを発表いたしました。その中で、オフィスビルが東京都区部においてだけでも、昭和七十五年、二〇〇〇年には約五千ヘクタール、超高層ビルでいいますと二百五十棟分不足をする、こういう床需要が発生するというような予測を出しました。

うことでどんどん、一定の土地がまとまればそこに規制を緩和して容積率を上げて、そしてビルをつくろうという、そういう方向で動いてきました。その結果、例えば新宿の西戸山の國家公務員住宅の一つの大きなプロジェクトをゼネコンを中心にしてやりました。そして、紀尾井町の私どもが住んでいる宿舎の上の司法研修所を入れました。公示価格の約一・八倍で売れた。そうすると、その辺の近所というのはみんな今度は公示価格が上がるわけで、大変な問題です。その後、六本木の林野庁の職員住宅跡地を今度は競売に出しました。これもたしか公示価格の二倍ぐらいまで上がりました。こんなことをしながら、結局気がついてみたら、全国平均の公示地価の上昇というのは八五年の時点では一・四%だったのが、都心の商業地の上昇というのとは三〇・八%に上がった。

だから、今回のバブルというのは、言われておりますのは千代田区、中央区、港区、この三区を震源として全国に波及した地価上昇のバブルであつたと思うんですね。このところはどう言っても、やはり政治主導の公有地払い下げ、民活、地価対策をしないままそれをどんどんあおつていつた責任というのは私は避けられない、このよう思うんですが、その点は、経理、いかがでしょうか。

○国務大臣(橋本龍太郎君) 私は、議員が今御論議になりましたよな中から、その反省を込めて土地基本法も生まれたでありましょうし、あるいは地価税を初めとした土地税制の整備も進んだと思います。

ただ同時に、一点私が申し上げたいと存じますのは、確かにその時点において、東京に対して企業が進出をする、そのオフィスを求める需要といふものは大変いいものがありました。むしろ逆に、東京に存在をいたします大公使館が、地価の値上がり、家賃の値上がりの中での、大公使館を維持するための方策について政府に何らかの対応を求める、これは国が招いたものではなかつたはずであ

それだけの日本経済が活力を持ち、その活力と
いうものが、気がついたときにはそれはピーコクを
過ぎておったかもしれないのですけれども、
それだけの活況を呈する中であった。そして、
その中で、例えば土地基本法を土台にした税の形
を急ぐべきなのか、あるいは土地利用計画、国土
利用計画といったものを先行させるべきなのかと
いう論議が本院においても真剣に交わされたこと
を私は記憶いたしております。

その中で、先ほど牛嶋議員の御論議の際にもお
答えを申し上げたことでありますけれども、いつ
の間にか資金供給のバランスが崩れていく中にお
いて、無形の資産を担保とする風習が我が国の金
融界から次第に薄れていった。そして、特に土地
に特化された資産価値に対する融資というものが
非常に幅広く行われ、企業もまたその土地を持つ
ことをもつて含み益のベースと考えるといった風
潮が世間に広がっていました。

私は、さまざまなもののが重なっておったことを、
振り返ると、反省の材料としては持つております。
しかし、本院におかれましても、当時、土地基本
法のようないわば全国一律のルールを策定するこ
とを急ぐべきなのか、それぞれの地域における土
地利用計画等をよりきめ細かく先行させるべきな
のか、土地について真剣な議論が行われております。
したことを記憶いたしております。

○梶原敬義君 私は、やはり考えなきやいけない
と思うのは、昭和三十六年、所得倍増計画が出た
ときに土地が本当にびゅっと上がっているんです
ね。それから、昭和四十八年、列島改造ブームの
ときにもまた上がっているんです。そして、今回の
六十年から六十二年にかけまして、これは外圧は
確かにあった、そこで民活、そこで上がっている。
だから十二年置きぐらいに上がっている。この波
というのはなかなか避け得ないんではないかと、
このように思うんですが、しかしそういうときに
は必ず、政治が動いたときに土地は過去三回とも
やっぱり上がっているんです。ですから、その点

ラインをもとにいたしまして、私ども監督当局だけではなく金融機関みずからが貸出金等の資産内容を自己査定いたしまして、さらにこれを公認会計士が外部監査するというような仕組みを整備することを検討しているところでございます。

当局の検査におきましては、これらの金融機関による自己査定や公認会計士による外部監査を踏まえまして、自己査定の正確性をチェックする新しい検査方法を導入することを考えております。

○樋原敬義君 終わります。(拍手)

○筆坂秀世君 まず、大蔵大臣にお伺いしたいと

思いますが、去る五月二十二日、御記憶にあるか

どうかわかりませんが、記者会見をされまして次

のようにおっしゃっております。「六千八百五十

億円の財政支出について「十一兆円の特例公債(赤

字国債)で負担されている」と述べ、「国債償

還の資金を何らかの形で金融機関に肩代わりさせ

ることも住専処理の追加策として検討対象にな

る」と、こういう考え方をお示しになつたという

ふうに報道があるわけですけれども、この点は間

違ひございませんでしようか。

○國務大臣(久保昌君) 六千八百五十億円の財源

はどういうことで調達されているかということ

は、一概に国債と、そう言い切つてしまふことは

無理があると思います。ただ、住専処理のための

財政支出を特別な住專税といったようなもので國

民に税負担を直ちにお願いするという性格のもの

ではないと、こういうことを申し上げたように思

います。

したがつて、これは言つてみれば赤字国債で賄

われて、そして来年度以降これが償還されていく

というふうに考へてもいいんじゃないかと。その

場合には、その来年度以降の償還をどのようにす

るかということになれば、國民に御負担をおかけ

しないように、そういうことで考えたらどうだろ

うかといふことも私の考へにあるということを申

し上げたように思います。

○政府委員(西村吉正君) まだ私どもそこまで具

体的な御提案を申し上げてゐるわけではございま

せんが、新しい基金を設けてその運用益を今御指

摘のような用途に使ってみるということも一つの

案として考へられるのではないかと、こう申し上

げているわけです。

かつ、その場合に、基金を設ける趣旨でござい

ますけれども、果たして整理回収銀行に融資する

というような意味で金融システムの安定に資する

回お認めいただくよう御審議を願つておりますこ

の住専処理機構への預金保険機構を通ずる六千八

百八十五億円の内示ということになつております。

そこで、私は總理にお伺いしたいんですけれど

も、今言わっている新基金というのは確かに日銀

○筆坂秀世君 今おっしゃったように、実際、この六千八百五十億円の財政支出が十二月十九日に閣議決定で決められるわけですから、その翌日が大蔵原案の内示です。経過的に見ましても、六千八百五十億円の支出ということで公債発行がふえたと、こういうことですから、もちろん金に色目はないとは言え、やはり特例公債に依存した、これは経過的に見て有力な素材であると、きょうも同議員の御答弁をされましたが、これども、この構想というののももちろんまだはつきりと発表されたものではありませんが、言われているところでは、金融機関、系統、そして日銀からの拠出で約七千億円の新しい基金をつくっていくと、こういう構想であります。そして、これを十五年間運用して、運用益を今の住専処理スキームでは国庫に還元する道がないか、これは私はわかりません。

しかし、そうなりますと、非常に奇妙なことに私はなると思うんです。六千八百五十億円というのは、いわば實質赤字国債に依存して出される財政支出。これは国債ですから当然利息がつきます。

一方、それを穴埋めするために、こつちは六千八百五十億円だけでも、こつちは七千億円の基金をつくると、これはほぼ同額ですよ。そして、こ

の七千億円の資金を国債の購入に充てるというわけですから、こつちで負担する利息と同じ利息が支出来を埋め合させていくことになつておりますよね。

この運用先は、今検討されているのは、一つは国内証券、国債などの購入、預金保険法が改正されれば新たでできます整理回収銀行、ここへの低利融資、こういう形で運用していくといふふうに報道されておりますけれども、少なくとも今の構想というのはそういう構想だと理解してよろしいでしようか。

○筆坂秀世君 まだそこまで考えていないとおっしゃいましたが、あしたにももう発表するという

一つの検討対象になつていることは間違いないと思ふんですね。最終的にそう決まるかどうか、こ

だ言えないんだろうと思います。しかし、これがもう会期十九日までしかないわけですからね。た

だ言えないんだろうと思います。しかし、これが報道だってありますし、今国会会期中なんですよ、もう会期十九日までしかないです。

○筆坂秀世君 まだそこまで考えていないとおっしゃいましたが、あしたにももう発表するという

一つの検討対象になつていることは間違いないと思ふんですね。最終的にそう決まるかどうか、こ

れは私はわかりません。

しかし、そうなりますと、非常に奇妙なことに私はなると思うんです。六千八百五十億円という

のは、いわば實質赤字国債に依存して出される財政支出。これは国債ですから当然利息がつきます。

一方、それを穴埋めするために、こつちは六千八百五十億円だけでも、こつちは七千億円の基金をつくると、これはほぼ同額ですよ。そして、こ

の七千億円の資金を国債の購入に充てるというわ

けですから、こつちで負担する利息と同じ利息が

こつちでは利益として出てくるというだけのことですね。しかも、一部は整理回収銀行への低利融

資というのを今言われている案ですから、これは国債の運用利回りよりもまた低くなるということは恐らく常識的に見て確実だと思います。

そうしますと、十五年間、こつちは七千億運用

すると、こつちは十五年間国債でやるとすれば、

簡単に言えば六千八百五十億円につく利息をこちらでの運用益で賄うだけと。六千八百五十億円はいつまでたつたつて、大臣、元本は減らないと、

理屈の上ではそういうことになるんじやないで

しょうか。

○國務大臣(久保昌君) 六千八百五十億を明確に

特例公債で充当したということになれば、そういう筆坂さんが今言われたような解釈も成り立たないわけではありません。しかし、今私どもは、今

聞いておりません。

そこで、私は總理にお伺いしたいんですけれど

も、今言わっている新基金というのは確かに日銀

百億というものにつきましては、これを國民の負担とならぬよう今後軽減策を講じていきたいと、

こういうことで申し上げてあります。

その一環として新基金の設置というようなことも検討してみたらどうかという段階でございます。

そして、これらの構想はいずれも國民の負担を

どのようにして軽減するかということから生まれて

いるのであります。もし何も講じなかつた場

合に國民に御負担を願います分を、措置を講ずることによって軽減していくという立場で御理解を

賜りたいと思うのであります。

○筆坂秀世君 大臣がおっしゃるように、六千八

百五十億円、これを特例公債で賄つた、利息がつ

くと。少なくともその利息ぐらいは運用益で減る

わけですから、こつちで負担する利息と同じ利息が

こつちでは利益として出てくるだけのこと

ですね。しかも、一部は整理回収銀行への低利融

資というのを今言われている案ですから、これは

国債の運用利回りよりもまた低くなるということ

は恐らく常識的に見て確実だと思います。

そうしますと、十五年間、こつちは七千億運用

すると、こつちは十五年間国債でやるとすれば、

簡単に言えば六千八百五十億円につく利息をこちらでの運用益で賄うだけと。六千八百五十億円はいつまでたつたつて、大臣、元本は減らないと、

理屈の上ではそういうことになるんじやないで

しょうか。

○國務大臣(久保昌君) 六千八百五十億を明確に

特例公債で充当したということになれば、そういう

筆坂さんが今言われたような解釈も成り立たない

わけではありません。しかし、今私どもは、今

聞いておりません。

そこで、私は總理にお伺いしたいんですけれど

も、今言わっている新基金というのは確かに日銀

のお金も入っておりまます。これもいわば公的資金の一種ですけれども、それは別にしまして、いざれにしろ母体行など金融機関あるいは系統金融機関がお金を出すということについてはかなり前向きだといふことが前提になつてゐます、出さないときや新基金はできないわけですから。しかし、もしあれを出しせるのであれば直接出してもらう。六千八百五十億円が十五年間運用なんと言わずに、削減されるという出し方を私は今求めるべきじやないかと思ひますけれども、総理の御見解はいかがでしょうか。

○筆坂 世君 昨日のNHKのテレビ討論会で
民 党の加藤幹事長が、この新基金構想だけでは確
かに不十分かもしれない、合わせ技のようなもの
も考えなきゃいかぬ、つまり新基金もあるし、ほ
かの手もあるんだ、ほかの手も考えなきゃいかぬ
ということをおっしゃっておりましたけれども、
与党の中の自民党的幹事長の発言ですが、大臣は
そういうことは念頭におありでしようか。
○国務大臣（久保昌君）ずっと筆坂さんの御質問
にお答えしていきますと、何か既にそういう構想間
の話を始めているかのようになりますもの
ですから、私は非常にお答えしにくいのであります
すけれども、合わせ技というようなことは、昨日
私もNHKの日曜討論を聞かせていただきまし
た。ただ、そういうことも、政党的責任者として

いろいろお考えになつて、極力国民負担の圧縮を図ろうという趣旨から御発言になつたものだと思つておりますが、まだこれらの問題については具体的に論議されていることではございません。私も、大蔵省として金融機関等の理解と協力を得られることについてはできるだけ幅広く強い要請を行うことが必要だ、こういう立場で今事務当局にも指示をいたしてあるところでございます。

○筆坂秀世君 次に、二次損失問題についてお伺いしたいと思います。

ここでも随分論議されてきましたが、今の幾ら損失額が出るか、幾らロスが出るかというのは、これは昨年一月一日の路線価がもとになって計算されたものであります。そうしますと、これで計算すれば約一・二兆円というのが回収が困難になるであろうという債権だと。その後、地価は、公示地価は下がっておりますまして、約一六%下がっております。同じ率で下がつたとすれば、これはこうし一月一日時点での路線価もやはりそれぐらい下がつてゐる。つまり、こうし一月一日の路線価で計算すれば、ロス額というのはやはり数千億規模で、数千億といつても下から上までありますけれども、数千億規模で拡大をしている。これはだれも否定することができないと思うんです。

二次損失の問題についてお話し申しますと、大蔵省は回収に全力を擧げる、こういうふうに必ずおっしゃいます。これは当たり前の話で、適当に回収をやりますなんという言葉が出てくるわけがない。しかし、問題は今なぜ回収できないのかということだと思います。

不良債権の回収というのは、要は土地が売却されて初めて回収ということになるわけです。ある意味では努力を超えているところだつてあるわけですね。幾ら努力やつたって売れないと、売れない以上は回収できない、こういうことにならざるを得ないわけです。ですから、努力すれば回収できるというのはきれいな言い方だけれども、それは現実に余り適した表現とは私は言えないだろうと現うんです。

だからこそ、例えば共同債権買取機構が銀行から不良資産を買い取つておりますけれども、債権元本額もともと銀行が土地なら土地に対して幾ら融資したか、この債権元本額と実際に共同債権買取機構が買った間にどれぐらいの開きがござりますでしょうか。

○政府委員(西村吉正君) 債権回収額と買い取り額との比較という意味で申しますならば、五年三月から八年三月までの累計で申しまして、買い取り価格五兆四十三億円に対しまして回収額が四千三百十六億円でございます。

○筆坂秀世君 ちょっと誤解して御答弁されたようですが、債権元本額約十二兆円ですよね、それを約五兆円で共同債権買取機構は買つているわけです。つまり、もうこの時点で六割減額されていります。そして、その五兆円が、今回収されるんですよ。そして、その五兆円が、今回収されたのは四千数百億円と。もちろんこれはまだ全部回収されてませんから、売却されてませんから。これはこの前、参議院予算委員会に共同債権買取機構の金澤社長が参考人としておいでになつたときに数字を発表されましてわかりましたが、まだ一割下がつているんですね、実際の回収額は。つまり、共同債権買取機構が買つた額よりも回収額はなお下がつている。債権元本からいいますと七割のロスがここで既に出ているということなんですね。

ですから、回收回取といつたって、結局は土地の売却なんですから、今のような地価動向が統どまらない、客観的に見て損失が一兆一千億円程度になると、さらには大きな規模になるということは、これは可能性の問題ではもちろんありますけれども、認めざるを得ないんじやないでしようか。○政府委員(西村吉正君) 確かに私ども最大限の努力を行うということを申し上げた上で、しかしながら、そのような努力を行つたとしても、今後の地価や経済の動向によつてはいわゆる二次ロスが発生する可能性を否定し得ないことも事実であるということを認めているわけでございます。しかししながら、そのような計算の基礎といたしまして

て、先ほど挙げられた現在までの地価の下落というものは、公示価格と路線価との間の二割のバッファーの範囲内におさまっているのではないかということも申し上げておきますが、これがまたなかなか評価が難しいんですけれども、今まで幾つか実績が出ておりますものの中で半分くらいは路線価を上回る価格で売れている、半分くらいは路線価を下回る価格で売れているというようなことで、すべてがすべて路線価を下回っているというようにお考えになるのは必ずしも事実ではないということをお認めいただきたいと存じます。

○筆坂秀世君 問題は、路線価を上回っているか下回っているかじゃないんですよ。売れてないでしよう、回収されてないことが問題なんですよ。五兆円のうち四千億しか回収されてないんだから。だから、そんなこといつたって何の反論にもならないということを申し上げておきたいと思うんです。

少なくとも広がる可能性は一方にあるということは、これはお認めになつたわけです。そうしますと、私聞きたいのは、この二次損失といふのは、国が二分の一、つまり税金で、財政資金で二分の一持ちましょ、あの二分の一は金融安定化拠出基金、この運用益で持ちましょ、こういうことになつているんです。税金は、これ二次損失が四兆になつて、例えですよ、そういう指摘だってありますね、週刊ダイヤモンドなんかで指摘されていました。仮に四兆円になつたって、税金の方は、財政資金の方は二兆円持ちますよ、持つ力がありますよ、国が持つんですか。これ二分の一持つことになるでしょ、このスキームだと。しかし、いわゆる民間、金融安定化拠出基金の方は運用する資金は九千億円でしょ、二兆円の、もし二分の一負担ということになつたとき、九千億円の運用益で賄えないことは、これはだれが計算しても明らかでしょう。そういうことはなりませんか。可能性ですよ。

○政府委員(西村吉正君) その九千億円の元本でどの程度の運用益が得られるかということも、これまで経済情勢によって違ってくるわけでございますが、今の御指摘の九千億円の運用益で賄えなんじやないかということは、そのロスの額を想定した上での御発言のように受けとれますけれども、私どもはいわゆる一次ロスというものができるだけ発生しないようにということを努力目標としているわけでございまして、一定の損失額を想定しているわけではないことを御理解いただきたいと存じます。

よ。だって、ふえる可能性はあるということをあなた方は認めたわけだから。

しかし、九千億円どいうのは、「二次損失が二千億で、二分の一が約六千億ぐらいだ」ということを想定しているから運用資金九千億になつたわけでしょう。これが三兆・四兆と損失が広がれば、九千億の運用益じゃ間に合わないぢやないですか。そうすると、預金保険機構が保証する、預金保険機構で間に合わないときには日銀特融を持つところへくる、「こういうことになるわけでしょう。結局二分の一負担というけれども、税金で持つ。二分の一負担は、これは確実に持つ。しかし九千億円じゃ、二次損失の規模の拡大によつては、民間が運用益で全部持ちましたということになる保証は全くない」ということです。全くないということ。

そうすると、この拠出基金をふやすか、あるいは預金保険機構から賄うのか、あるいは日銀特融を放り込むのか。そして、最後のツケは、この確りの民間で持つと言われている「二分の一」だつて、そのツケは税金に回つてくるということだつてあります。得るスキームになつていては早晚この危険性というのも、だつて、九千億どいうことはもう決まってゐるわけですから。ですから、私は、もしそういうことになれば、地価動向によつては早晚この非常に濃厚だというふうに思うんです。もう時間がなくなりましたからこれで終わります。

すけれども、この点は本当に真剣に考えないと、六千八百五十億円だけで税金負担しやないですかね。二分の一の方は、本当に将来、近い将来破綻するおそれあり、私はこのことを御指摘申しあげて、質問を終わりたいと思います。(拍手)
○小島慶三君 皆様御苦労さまでございます。
私は新緑風会を代表しておりますので、恐らくこの御質問が最後の持ち時間になると思いますので、新緑風会の立場を総括して初めに申し上げておきたいと思います。
私どもの立場は三点に代表されると思うでございます。一つは、自己責任原則で徹底的な処理を進める、これが一つ。二つ目は、どうしても必要な場合には日銀特融を活用する。それから三つ目は、六千八百五十億は削除していただく。この三点でございます。
しかし、日銀特融というのを使うということにつきまして、きょうも大蔵大臣からなかなか困難な問題があるというお話をございました。それから、この間の公述人の公述では、これは非常に難しいということがやはりございました。
しかし、お話をいずれも平時の、平穡無事などときの金融原論であるというふうに私は思つております。しかし、金融で处置のできない、まさに金融崩壊しそうな時期も起こらないとは限らない。そういう場合に備えて、日銀の法律の中では二十五条という一条がちゃんとあるわけでござります。したがつて、これを使うということは合法的であり、可能であり、しかもタイミングが私は合っているというふうに思つております。したがつて我々はそういうふうな主張をしてまいつたわけでございます。
それで、非常に難しいという話もございますが、それならば国民の九割が反対していると言われる財政資金の投入といったようなことがより優位性とうふうに私は思つておるわけであります。そういう点から見まして、私どもとしては日銀特融といふ線をやはり考えておかないといけないのでございます。

いかと今でも思つております。実際問題として、六千八百五十億という予算をお通しになりましたけれども、これが現実にどういう形で使われるかいろいろ考えてみますと、なかなか難しい問題がございます。私、持ち時間の制限がございますからくだけ申すことを差し控えますけれども、現実に予算を使うのは非常に難しいとという話になつた場合に、やはり最後に出てくるのは日銀特融ということではあるまいか、これを使うということが最後に出てくるのではないか。

この間の新しい基金、これについてはまだ構想が固まっておられないという御説明でございましたけれども、この中にも一千億という日銀資金といふものが期待されておつたように記憶しております。そういう点から見まして、この問題といふのはやはり最後まで絡めて我々の頭に置いておく必要があるのではないかと思ひますけれども、大蔵大臣、この点はいかがでございましょうか。

○國務大臣（久保重君）　六千八百億は預金保険機構の緊急金融安定化基金に支出され、そして預金保険機構から専門処理機構へ助成されていくことになると思ひます。

なお、その一次ロスの負担の一部を日銀に融資の形であれ負担させることができあるかどうかについて、日銀には日銀としての異なった意見がおりになると思っておりますが、もし新しい基金が設置されます場合には、この基金の目指すものが、目的とするところが何であるかによって、日銀がこの基金に対して積極的な役割を果たすことは可能となるのではないかと私は思つております。その場合に、金融の安定、信用秩序の保持のために日銀がこの基金に対して役割を果たすということが可能である場合には、積極的な日銀の協力が求められるところではないだらうかと考へております。

○小島慶三君　ありがとうございました。

それから、これから後は新銀團会の本問題に対する対応の話と少し違うのでござりますけれども

も、私は非常に気になつておりますことは、この前の財政危機の問題、あれに絡むわけであります。が、これまで四年間も予算あるいは補正予算を通じて相当大きな予算を組んでまいりました、約四十兆。この中心は公共事業であったわけであります。ですが、公共事業の効率といいますか効果といいますか、そういうものはだんだんに落ちてきてるのではないかというふうに私考えております。乗数効果から見ましてもかなり落ちてきております。

それで、一体どうしてこういうふうに公共事業の効果が落ちてきてるのかということをいろいろ考えてみますと、例えば公共事業というものが民間投資を誘発しない、あるいは誘発する程度が落ちるということが一つあると思いますし、それから環境とかいろんな問題をかえつて壊すというふうなこともあるかもしれません。あるいは公共事業に対する支出の感覚といいますか、そういうものがかなり鈍つてきているということはあるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

それで、これは建設大臣にお伺いをしたいのですが、この間、六月十三日の新聞記事に「財團受注のダム調査業務」というのがあります。これは宮ヶ瀬ダムの工事、そこから一遍受注した契約のものを今度はさらにダム水源地環境整備センター、そこに随意契約で発注する。そうしたら、そのセンターから今度はまた宮ヶ瀬ダム周辺振興財團に発注をする。そこからまた随意契約で民間コンサルタント会社に発注をした。全体約千八百万円の規模のものが七百万円になってしまったと。一体こういうことがあっていいんだろうかと。いうふうに私は思うのであります。

仮にこれが氷山の一角だとしますと、公共事業の効果といいますか、そういうものが落ちてくることは間違いないんだというふうに思うわけでござりますが、この辺、建設大臣に、申しわけございませんが御説明をお伺いいたします。

○政府委員(松田芳夫君) 私から御説明申し上げます。

報道されました調査業務は、建設省官ヶ瀬ダム工事事務所がダムの水没地及びその周辺地域、いわゆる水源地域の活性化対策の検討のために財團法人ダム水源地環境整備センターに委託したものでございます。

境整備センターは、全国各地の水源地域活性化の事例の調査と評価、それを踏まえて宮ヶ瀬ダム周辺地域の活性化対策の提言等を行っております。そのうち、宮ヶ瀬ダム周辺活性化検討のための基礎的調査の一部を、地域の実情に精通している地元関係市町村と神奈川県が中心となつて設立した神奈川県知事認可に係る宮ヶ瀬ダム周辺振興財団に依頼したものでござります。

今後とも、所管の公益法人が受注する調査業務について地元に精通した財団に委託して調査をお願いしたものであり、特に問題はないと考えております。

建設省の事業といふものは、安全で快適な暮ら
しの実現、魅力と活力ある地域づくりといふもの、
いすれも国民生活と密接なかかわり合いのあるもの
のでござりますから、これは極めてニーズの高い
事業である、こう考えておる次第でございます。
このために、一つの事業分野の予算を大幅に伸ば

するために他の分野を極端に抑制することは困難でございますが、建設省所管事業の配分に当たりましては、前年度の実績主義による事業別配分の考え方によるところがあるわけでございます。

一つは、活力ある地域づくり、あるいは快適な生活基盤整備づくり、安全で安心できる町づくり、住宅地対策の充実、情報化等の新しいニーズへの対応といった政策課題に対応した事業に重点的に私どもは予算を配分することといたしまして、平成八年度予算におきましても、これらの政策課題に関する事業におきましては、前年度に比べまして二一・五%増と大幅に予算をふやして、住宅・社会資本整備で国民の期待的確にこたえていこうと、こう考えている次第でございます。

しかしながら、公共事業の進め方ににつきましては、より効率的、効果的な事業の推進を図ることが極めて重要でありますので、現在省内における検討委員会を設けまして、公共事業の重点化、効率化、透明化につきまして全省的に採用しているわけでございまして、今後その結論を踏まえて十分に適正に対処していくこと、またこういう問題に対する的確なる処理をしていくことなどを私もお約束をさせていただきたい、こう思つておる次第でござります。

○小島慶三君 ぜひそういうふうにお願いをいたします。公共事業の効率化というのが恐らくこれから景気の動向を左右するでありますように、そういう意味において、その発注につきましてもそういった疑問が起らないようになつてもらいたいふうにせひお願ひをしたいというふうに思います。

終わります。

○島袋宗康君 住専処理法案もう大詰めを迎えておりますけれども、今の情勢では恐らく法案は間違なく通るというふうな可能性になつております。法律の成立は本当の意味での金融安定化へのスタートというふうな政府の御答弁、説明でありますけれども、まさにこれから行政能力が問わされることになりはしないかというふうに思いま

そこで、すぐ問題になり、対応しなければならない金融機関について、どういうふうなことになりますか、今後どういう対応が行われるのか、その辺について、大蔵大臣 御説明願いたいと思います。

○政府委員(西村吉止君) 平成八年三月末における我が国民間金融機関の不良債権の総額は、各金融機関からの報告によりますと三十四兆七千億円に達するところでございます。また、このうち今後の要処理見込み額は約八兆円程度と推計されるわけでございます。これらの不良債権の処理につきましては、金融機関の業務純益や有価証券の含み益から見まして、金融機関全体として見れば処理可能であると考えているところでござります。

しかしながら、一方、業態ごとの不良債権額の処理能力を見ますと、信用組合におきましては不良債権額に対する償却財源が他の業態に比べ脆弱であることから、信用組合を取り巻く経営環境は厳しい状況にあると考えているわけでござります。

こうした事態に対応するため、現在御審議をいただいております預金保険法改正案において、今後五年間に生じ得る金融機関の破綻を預金者に負担を求めずに円滑に処理し得るよう、預金保険の中にペイオフコストを超える資金援助を行うための特別勘定を設けまして、財源として特別保険料を五年間徴収することといたしておりますほか、信用組合の破綻に備えまして、受け皿金融機関としての整理回収銀行の整備などの環境整備に万全を期することとしているところでございます。

○島袋宗康君 今日までこの住専問題は決して国民の理解が得られていないというふうに思いました。今回の法律が成立をしても、それで終わりではなく、これから国民の理解を得るために努力すべきだと思いますけれども、具体的にどのような努力が必要だというふうにお考えでしようか。

○国務大臣(久保宣義) 住専問題の早期処理、解消が今後の日本経済にとって、また国民の皆様方

の利益を大局的に守つていくといふ立場からも非常に重要なこと、その早期処理が求められてることについての御理解は、皆様方の長い御論議等を通じて国民の皆様方の御理解も深まってきているものと私は考えております。ただ、この処理の方策について、特に財政支出をやむなく行わねばならない、このことについての御理解を十分に得られていないことについては御指摘のところだと思ひます。

私どもは、住専問題の処理がこのような深刻な事態に立ち至りますまでの間、もとと金融行政におきましても的確な判断、適切な指導というものが必ずしも十分でなかったという点については深い反省を求められている点だと考えております。

しかし、一つは金融そのものが今やクローバル化といいますか、自由化、国際化が非常なスピードで進んでまいります中で、これについていけなかつた点があるのであろうと思つております。しかも、住専に関しましては大蔵省といたしましても、立入検査は可能でありましても、業務改善や業務停止の命令を下す権限は法的にはないわけでございまして、そういう点の難しさもございました。

しかし、いずれにせよ、このような深刻な事態に立ち至りますまで、国民の皆さんに十分な情報をお提供するとともに、必要な措置が十分でなかつたことに対する反省の上に立つて、今日、金融関連法案のあり方についても皆様の御論議を通じて、住専の抱えます不良債権の処理を急ぎますとともに、同時に私どもは、新しい時代における金融システムのあり方についても皆様の御論議を通じて、また御提起を申し上げております法案の審議を通じて、新たな時代における金融システムの確立を急がなければならぬと思っております。

そういうことをしっかりと果たしてまいります中で、また行政がみずからに課すべき責任というのもおのずから明確にされなければならないと考えております。

等の状況が再び起きないよう、政府として腰を据えた姿勢が必要だと思います。政府は今後それらの問題にどのように具体的に臨むのか、経済の方に向、金融のあり方、土地政策の見直しなどをどういうふうに進めていくお考えであるのか。経済企画庁、国土庁、大蔵省としての、全体を見渡していらっしゃいます繪理をお伺いいたします。

○國務大臣（田中秀征君）　この委員会でも問題に

いるところでございます。さらに、これを生み出すような構造的な要因に対しても粘り強く解消のための努力をしていかなければならぬと思います。それには、まず土地利用計画の充実整備でございます。二つ目には住宅宅地の供給、そして三つ目には土地の有効利用の促進、四つ目に土地に関する情報の整備充実、こういうところに力を入れてやつてまいりたいと思っております。

をいただいており、先ほど来もいろいろ御質問があつたわけでございます。

現に自由化が進展し始めた時点で、政治家としての私たちとはそれに応じた金融行政の変化というもののを当然求めるべきであったのかかもしれません。しかしその点について、政治は必ずしも行政に金融行政のあり方そのものを改革しろとは求めてまいりませんでした。また、金融行政そのものが自由化の進展によって変質しつつあったにかかわらず、行政自身もその変化に対応してみずからの大規模な組織構造改革を行なってきました。

いがあつたからこうなつたというふうに言わざるを得ないといふに思います。

どうしてこうなつたのか、これもまたよく考えてみると、資産価格、株式や土地などの資産価格の急激で大幅な変動が実体経済にどういう影響を与えるかということについて、十分な洞察をしていなかつたことに私は思い至るわけです。これからは、私どもの景気の判断もそうですが、

し上げたことがありますけれども、私どもは第一次世界大戦後の五十年の間にさまざまな体験をしてきたとはいながら、今回のバブルの発生から崩壊に至るプロセスのような体験というものを今まで持つておりませんでした。

それだけに、地価あるいは株価、後になつて考えてみれば、実情を無視してつり上げられればばかりでそれが波瀾をする、急角度に崩れると、うなづかれていたことはいいながら、今回のバブルの発生から崩壊に至るプロセスのような体験というものを今まで持つておりませんでした。

意味では不透明な存在でもあつたわけであります。護送船団方式等々いろんな言葉が使われてきました。といったわけでございますが、やはり政治、行政がこの過ちを二度と繰り返さないことが大変大事ではないかななどというよう思つております。

と同時に、国民の皆さん方にぜひ住専処理についての理解を当然求めていかなければならぬわけであります。また倍賞請求、あるいはこういふ

そして、今後の金融行政と申しますものを、金融行政の手法を見直す、そして新しい金融システムを構築していくために自己責任原則の徹底と市場規律の十分な發揮を基軸とする透明性の高い行政をつくる。言葉で言うことは簡単でありますけれども、これに合ったそのとおりの市場をつくり上げていくというのは、私は一朝一夕でできることがではないと存じます。また、先ほど山鳥義典と

地価の動向にしっかりと目を据えて、いろいろな経済指標とともに、地価の動向、そしてその背景となるつてはいる投機熱、投機的な行動、あるいは土地が有効に利用されているかどうか、そういうことまでしつかり見きわめて景気の認識、景気の判断をしていかなければいけないというふうに思つた。

ことは当然のことでありましたけれども、そのうちに昇るものが日本経済の実力のような錯覚の中に、政策担当者までがもし幻想の中に生きていたとすれば、これは我々として一度起こしてはならない現象だと思います。

いずれにいたしましても、適時適切という言葉

ものを行使する上で厳格に責任追及をしていかなければならぬということはもう今まで各先生方も言つてこられたわけござります。

政治の責任、あるいはまた今後の徹底的な責任追及等につきまして、総理の御所見をお伺いいたしたいと思います。

の御質疑の中で出ましたような国民の投資性向の問題もその中には反映してくるであります。こうしたものを受けて、我々が過ちなきを期すためには、従来以上にこうした分野に対する国会での御論議をも心からお願いを申し上げる次第であります。

○國務大臣（鈴木和美君）簡単にお答え申し上げます。が、国土庁といたしましては、一般急激な地価の高騰とか下落というような現象が起きましたけれども、これは二度と起こしてはならぬ、そこをまず基本的に押さえています。そのためには、地価の動向を的確に把握いたしまして、必要が生じたときには土地の取引の規制であるとか融資規

は大変使いやすい言葉でありますけれども、事業問題としてそれを文字どおり実行することは非常難い局面もあるらうかと存じます。しかし、必要と思われる時点で必要と思われる施策を発動することに恐れずに立ち向かっていく、そのような姿勢で仕事に取り組みたいと思います。

○島袋宗康君 終わります。

○内閣二郎 总括質疑の最終であるわナ一二二

○國務大臣(橋本龍太郎君) これが政治の責任であるのか、あるいは行政に帰すべき責任なのか、私も分類がうまくつきませんけれども、議員がそれらも今お触れになりました護送船団方式と言わわれた金融行政のあり方、これは自由化以前の我が国の金融行政としてはそれなりに意味もあり、また効果を發揮したものだつた、今振り返つても私はそう考へております。

そして、責任追及という部分になりますと、これも繰り返しになるようになりますが、法律案を私どもは一日も早く通過成立をさせていただきたい、そして預金保険機構と専任処理機構が力を会わせながらあらゆる分野にわたってその責任の追及をし、債権の回収に全力を擧げる、その過程において法に触れる者があれば何人よりも容赦をしない」ということを申し上げてまことにござる。

（第三回）総理もまた大蔵大臣もたびたび御答弁

それだけに、金融自由化が呼ばれるようになり

成立をいたしました瞬間から今度は行政の責任

時効延長法案につきましても、政府の住専処理法案の責任追及における法的な不備、問題点をみずから暴露したものであり、同様に反対あります。

次に、金融四法案について申し上げます。これらの法案は、昨年十二月に出された金融制度調査会報告書の内容に基づいて作成されたものであります。これら法と報告書が目指す金融機関の不良債権の早期処理、市場規律に立脚した透明性の高い金融システムの構築とは法案は整合がとれおりません。

まず、預金保険法改正案でありますが、これは五年後の保険金の支払いに係るペイオフの仕組みを整備するほか、今後五年間預金を全額保護するための時限措置として、預金保険機構に一般金融機関特別勘定と信用組合特別勘定を設け破綻金融機関に対し資金援助を行うこととしております。

特に、破綻信用組合については東京共同銀行を改組した整理回収銀行によって処理し、五年後に預金保険機構の特別勘定が赤字となつた場合には財政資金投入への道筋がつけられております。

しかし、こうした金融機関の不良債権処理において、なぜ信用組合のみを対象として整理回収銀行を使った枠組みを用意するのか、明確な理由づけがありません。結局、この措置は破綻の可能性が高いものから処理の枠組みをとりあえずつくつたという場当たり的なものでしかりません。こうした対応はかえつて信用組合に預金している國民に動揺を与え、大きな資金シフトが生ずることも懸念されるところであり、金融システム全体を見通した預金者の信頼回復に資することにはなりません。

また、整理回収銀行についても、すべての金融機関の不良債権処理を対象としたより公的なものにすることが必要であると考え、反対であります。次に、農水産業協同組合貯金保険法改正案についてであります。この法案は、預金保険法と同様に五年間の時限的措置として貯金の全額を保護するたために保険料を現行の一・五倍に引き上げようとするものであります。預金保険法の方の七

倍と一致しておりません。これは農林系金融機関の負担のみを考慮し、多額のノンバンク向け融資を行っている農林系に対して万全の措置と言えるものではなく、不十分で、反対であります。

最後に、金融機関の健全性確保法案及び更生手続特例法案について申し上げますと、早期是正措置の発動基準が依然不明確なこと、更生手続の中止立てが金融機関がいかなる状況になつた場合にとられるのか明確ではありません。

こうしたことから、いずれの場合も金融当局の裁量の余地が拡大し、国際標準ルールと比べてかけ離れているのではないかという疑問を持たざるを得ず、両案について反対いたします。

以上、るる今回の法案に反対する理由を申し上げてまいりましたが、政府は、どうしてこのような国民が強く反対する意思を無視して、力づくで法案を通そうとするのでしょうか。今後、二十一世紀の金融システムを展望した議論が切に望まれるとき、国会がその使命を果たさず、政府の提出した法案の単なる追認機関となつてはなりません。私の反対討論といたします。(拍手)

○委員長(坂野重信君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、阿曾田清君が委員を辞任され、その補欠として寺澤芳男君が選任されました。

まず、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等六法案について賛成の討論を行おうものであります。

の促進等に関する特別措置法案について申し上げます。

これまで先延ばししてきました住専処理対策は、放置すると金融不安など国民生活への重大な影響を引き起こすおそれがあります。本法案の定められたスケームを早急に強力に実施することによりまして我が国金融システムの活性化と経済の発展を確かなものにし、預金者保護も図っていくものであり、まさに必要不可欠なものであります。いわゆる会社更生などの法的処理では、複雑な案件の処理に著しく手間取りまして全く現実性がないであります。

次に、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律案、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案、預金保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

三法案は、金融の自由化、国際化が進む中で、自己責任の原則と市場原理を基軸とした透明性の高い金融システムを確立していくことにより、金融機関経営の健全性の確保と破綻処理コストの抑制を図り、不良債権問題を再発させまいとするもので、そのため、それぞれ重要な方策をきめ細かく講じ、経営基盤の脆弱な信用組合などを含めて万全な措置を確保していくものであります。これら諸法案もまた必要不可欠なものであります。

次に、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案であります。農協、漁協の貯金者の保護と信用秩序の維持を図るために制度の改善を行う重要な内容を含んだものであります。

最後に、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案であります

難に立ち向かい、発展した歴史もあります。我々は、金融システムは経済の大動脈であり、六法案を早急に成立させ、そして関係法律の内容を適切に実現していく関係者のひたむきな努力によりまして、日本経済の活性化と発展を図らねばならないと考えておるのです。

今後、住専処理に関して、国民に約束したとおり、厳しく債権回収と責任追及をしていかねばなりません。その作業は、大蔵省の行政を含めて、関係者に反省と将来に向けての改革と前進の材料を提供する作業でもあり、また、責任感がゆがんだ、そして節度を失った経済関係者に正常なモラルを復活させ立直しを図る作業でもあり、また、仮にブラックの世界に巨額の金額が流入しているものであるならば、ブラックの世界からマネーを取り戻し、ブラックマネーの支配力を圧縮する作業であります。我々は、今後とも法案の実行などについて厳しく監視していかなければならぬと思うものであります。

この六法案の成立と、これによる新しい政策の展開が、国際的に通用し公正かつ効率性の高い金融システムを打ち立て、我が国と世界の経済の発展に大きく寄与することを強く期待を申し上げ、賛成の討論を終わらせていただきます。(拍手)

○有働正治君 私は、日本共産党を代表して、住専処理法案を中心とする五法案について反対、農水産業協同組合貯金保険法改正案に賛成の討論を行います。

国民の九割は住専処理への税金投入に反対しています。その国民が本委員会に求めたものは、政府が追加負担策を示し、国民の大勢を占める声にこたえる道ではなかつたでしょうか。十分な審議を行えば今国会内成立は絶対不可能です。にもかかわらず、実質一週間にも満たない審議時間で、多数を頼りに採決を強行することは、世論に逆らい、参議院の責務を放棄し、民主主義の根幹を揺るがす暴挙であると政府・連立与党の態度をまず厳しく糾弾するものです。

住専処理法案は、不良債権処理に初めて国の財

政資金を投入するものであり、一次損失の処理に六千八百五十億円の財政資金を入れるのみか、二回損失の二分の一を税金で穴埋めしようというものです。国民の負担は少なくとも一兆一千億円、それを超えてさらに膨らむことは確実であり、処理スキームの破綻は必至です。

この間の審議で明らかになつたように、住専を設立、経営を支配し、紹介融資などで甘い汁を吸い、あげくの果て住専をつぶしたのも母体銀行です。母体行がはつきりしている住専の処理は、これまでのルール同様に母体行の責任で行うべきものであります。

かかるに本法案は、住専を破綻させた母体銀行の責任と負担を免罪し、そのツケを果てしない税金投入によって国民に負わせるレールを敷くものです。しかも、なぜ六千八百五十億円なのか、なぜ二次損失の穴埋めを国民が割り勘とも言える折半にしなければならないのか、政府はその根拠を何ら説明することができます。また、政府・与党が検討している新基金構想は、六千八百五十億円の肩がわりにならぬのみか、二次損失への税金投入の無限軌道の仕組みについては全く手つかずのものです。このような希代の悪法案を認めることは後世に重大な禍根を残すものと言わざるを得ません。

さて、その他の法案について、それぞれ一言ずつ論及します。

金融機関の破綻処理ルールを定めるときに必要なことは、母体行責任原則の確認であり、母体銀行等の責任を免罪する抜け道をつくることは許されません。金融機関の健全性確保法案、金融機関の更生手続特例法案、預金保険法の一部改正案の三法案は、お互いにリンクし合い、こうした抜け道を広げ、経営困難な信用組合などの整理、淘汰を促進するおそれがあり、我が党はこれらの法案に反対です。

預金保険法の一部改正案では、破綻信用組合の処理に公的資金を導入することが盛り込まれています。これは、住専処理法案で踏み出した税金投

入主義の流れを進めるものであり、断じて認められません。

また、預金保険機構は預金者保護のための機関ですが、今回の改正案は、救済金融機関の促進等に関する特別措置法案の採決を行います。

これより採決に入ります。

まず、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、金融機関等の経営の健全性確保のための関係法の整備に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、金融機関の更生手続特例法案についてです。我が党は、金融機関の破綻に対処する上で法的ルールを整備することを一般的に否定するものではありません。しかし、今回の特例法案は、母体行の責任と負担の原則に全く触れておらず、母体行等が主要な責任を負う破綻処理においても、会社更生法、破産法の適用による処理が不適に促進されるととしています。しかし、明確な発動基準が示されておらず、大蔵省の恣意的運用のおそれもあり、おそれがあり、賛成できません。

金融機関等の経営の健全性確保法案は、早期是正措置によつて大蔵省が業務停止を命令できることが主要な責任を負う破綻処理においても、会社更生法、破産法の適用による処理が不適に促進されるととしています。しかし、明確な発動基準が示されています。しかも、なぜ六千八百五十億円なのか、なぜ二次損失の穴埋めを国民が割り勘とも言える折半にしなければならないのか、政府はその根拠を何ら説明することができます。また、政

府・与党が検討している新基金構想は、六千八百五十億円の肩がわりにならぬのみか、二次損失への税金投入の無限軌道の仕組みについては全く手つかずのものです。このような希代の悪法案を認めることは後世に重大な禍根を残すものと言わざるを得ません。

金融機関等の経営の健全性確保法案は、早期是正措置によつて大蔵省が業務停止を命令できることが主要な責任を負う破綻処理においても、会社更生法、破産法の適用による処理が不適に促進されるととしています。しかし、明確な発動基準が示されています。しかも、なぜ六千八百五十億円なのか、なぜ二次損失の穴埋めを国民が割り勘とも言える折半にしなければならないのか、政府はその根拠を何ら説明することができます。また、政

府・与党が検討している新基金構想は、六千八百五十億円の肩がわりにならぬのみか、二次損失への税金投入の無限軌道の仕組みについては全く手つかずのものです。このような希代の悪法案を認めることは後世に重大な禍根を残すものと言わざるを得ません。

預金保険法改正案、更生手続特例法案とリンクすることにより、信用組合等の整理、淘汰と大銀行の責任を免罪する危険を拡大するものと言わなければならず、賛成できません。

与党提出の住専七社が有する債権の時効停止等の責任を免罪する危険を拡大するものと言わなければならず、賛成できません。

預金保険法改正案、更生手続特例法案とリンクすることにより、信用組合等の整理、淘汰と大銀行の責任を免罪する危険を拡大するものと言わなければならず、賛成できません。

本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、金融機関の更生手続の特例等に関する法律案の採決を行います。

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、預金保険法の一部を改正する法律案の採決を行いました。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

六月十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願(第一二九九号)(第一二三〇号)(第一二三〇一号)(第一二三〇二号)(第一二三〇三号)(第一二三〇四号)(第一二三〇五号)(第一二三〇六号)(第一二三〇七号)(第一二三〇八号)(第一二三〇九号)(第一二三一〇号)(第一二三一一号)(第一二三一二号)

二、住専処理への税金支出反対、住専処理法案の廃案に関する請願(第一二九九号)(第一二三〇一号)(第一二三〇二号)(第一二三〇三号)(第一二三〇四号)(第一二三〇五号)(第一二三〇六号)(第一二三〇七号)(第一二三〇八号)(第一二三〇九号)(第一二三一〇号)(第一二三一一号)(第一二三一二号)

三、住専の不良債権処理反対に関する請願(第一二三九一号)

一、住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願(第一二三二三号)

一、住専の不良債権処理反対に関する請願(第一二四一五号)

一、住専処理に対する税金投入反対、消費税の増税中止・廃止に関する請願(第一二四一六号)

一、住専処理への税金支出反対、住専処理法案の廃案に関する請願(第一二四一七号)

一、住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願(第一二四二二号)

効の停止等に関する特別措置法案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定住宅金融専門会社が有する債権の時

效の停止等に関する特別措置法案の採決を行います。

本案に賛成の方の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(坂野重信君) 多数と認めます。よって、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、特定住宅金融専門会社が有する債権の時

<p

(第二四二三号) (第二四三四号) (第二四五五号) (第二四二六号)

一、住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案の趣旨に関する請願(第一四二七号) (第一四二八号) (第二四二九号) (第二四三〇号)

二、住専處理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願

請願者 長野県松本市並柳二ノ九ノ九 吉澤恒夫外百六十名

住専處理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願

請願者 長野県松本市並柳二ノ九ノ九 吉澤恒夫外百六十名

住専處理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願

請願者 長野県松本市並柳二ノ九ノ九 吉澤恒夫外百六十名

この請願の趣旨は、第二二九六号と同じである。

紹介議員 緒方 靖夫君

第二二九九号 平成八年六月十日受理
住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市丸山四ノ二 藤田奈保子外七十四名

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 埼玉県上福岡市丸山四ノ二 藤田奈保子外七十四名

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 阿部 幸代君

政府は、国民の反対を押し切つて、住専處理に税金を支出する平成八年度予算を成立させたばかりか、その執行に必要な「住専處理法案」(特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法案)を成立させようとしている。これによれば、二次損失分の半額にも税金が支出できることになり、国民負担は限なく増大する。政府自身も認めているように、母体行に追加負担を求める必要があり、その規模は六千八百五十億円にとどまらず、具体化の責任は政府自身にあるなど国民の税金を支出する根拠は失われている。

大銀行はバブル崩壊後も公定歩合の相次ぐ引下げで業務純益を大幅に増やしており、母体行は住専の不良債権全額を負担できる十分な体力がある。また、不動産融資の「総量規制」から住専を外し、母体行の不良債権を住専に押しつけてきた政府・大蔵省の責任も重大である。については、次の事項について実現を図られたい。

一、「住専處理法案」は廃案にすること。

二、住専處理に税金の支出はやめ、母体行の責任で行うこと。

三、住専破たんと不良債権の全ぼうを公表し、住専母体行、政府・大蔵省の責任を明らかにすること。

請願者 静岡県三島市富士ビレッジ三八ノ二六 林賢治外七十四名

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 静岡県三島市富士ビレッジ三八ノ二六 林賢治外七十四名

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 静岡県三島市富士ビレッジ三八ノ二六 林賢治外七十四名

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 静岡県三島市富士ビレッジ三八ノ二六 林賢治外七十四名

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

紹介議員 有効 正治君

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 東京都日野市南平五ノ八ノ六 吉川いづみ外七十四名

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 東京都日野市程久保三ノ八ノ六

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 東京都江戸川区松島一ノ四ノ七

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 東京都江戸川区松島一ノ四ノ七

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥二ノ八ノ一 肌野義昭外七十四名

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 岡山県英田郡大原町古町二三四ノ八 上原和子外七十四名

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

紹介議員 聰鶴 弘君

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 岩手県岩手郡松尾村松尾五ノ四六七ノ一 岡本喜一外七十四名

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 岩手県岩手郡松尾村松尾五ノ四六七ノ一 岡本喜一外七十四名

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

紹介議員 須藤美也子君

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 東京都日野市程久保三ノ八ノ六

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

請願者 東京都日野市程久保三ノ八ノ六

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

請願者 東京都日野市程久保三ノ八ノ六

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

請願者 東京都日野市程久保三ノ八ノ六

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

請願者 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥二ノ八ノ一 肌野義昭外七十四名

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

第230九号 平成八年六月十日受理

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

紹介議員 筆坂 秀世君

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 横浜市港南区東芹が谷一七ノ九佐藤順英外九十八名

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

紹介議員 筆坂 秀世君

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘六ノ一〇二宮本恵子外七十四名

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

紹介議員 山下 芳生君

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 大阪府枚方市香里ヶ丘六ノ一〇二宮本恵子外七十四名

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

紹介議員 吉岡 吉典君

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

請願者 石川県金沢市平和町二ノ二六ノ五中村謙外七十四名

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

紹介議員 笠井 亮君

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

請願者 福井市四十谷町二二ノ四ノ一吉田奈央外七十四名

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 橋本 敦君

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

請願者 福井市四十谷町二二ノ四ノ一吉田奈央外七十四名

住専處理への税金支出反対、住専處理法案の廃案に関する請願

紹介議員 笠井 亮君

この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

請願者 福井市四十谷町二二ノ四ノ一吉田奈央外七十四名

この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第一三九一号 平成八年六月十一日受理
住専の不良債権処理反対に関する請願

請願者 岩手県一関市山田町二ノ二ノ一九
阿部政勝外四十九名

この請願の趣旨は、第四三〇号と同じである。

第一四一五号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願

請願者 東京都港区海岸一ノ一〇二九ノ一、三〇三 神山美恵子外百二十
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第一四一六号 平成八年六月十一日受理
住専処理に対する税金投入反対、消費税の増税中止・廃止に関する請願

請願者 京都市伏見区石田大受町三一ノ三
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二九八号と同じである。

第一四一七号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金支出反対、住専処理法案の廃案に関する請願

請願者 京都市北区大将軍西町三三 谷畑
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

第一四二二号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願

請願者 大阪市東淀川区下新庄五ノ一三
一二 江平俊春外五十九十八名

紹介議員 有働 正治君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第一四二三号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願

請願者 群馬県高崎市新保田中町五一三
湯浅喜美子外五千九十八名
紹介議員 笠井 亮君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第一四二四号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願

請願者 大阪市東淀川区相川一ノ二ノ一
一、〇〇三 新井文子外五千九十八名
紹介議員 聰濤 弘君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第一四二五号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願

請願者 名古屋市港区十一屋一ノ二九二
一三 小林繁子外五千九十八名
紹介議員 須藤美也子君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第一四二六号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願

請願者 大阪府堺市三原台一丁三ノ三九
一〇九 田中隆外五千三百七十四
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二二二九九号と同じである。

第一四二七号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金支出反対、住専処理法案の廃案に関する請願

請願者 埼玉県吉川市関六〇ノ一 鈴木通
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二二二九九号と同じである。

第一四二八号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願

請願者 北海道砂川市西五条北六ノ一
六 本田正外五千九十八名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二九六号と同じである。

第一四二九号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金支出反対、住専処理法案の廃案に関する請願

請願者 博司外二三百四十八名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

第一四二二号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願

請願者 京都市北区大将軍西町三三 谷畑
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

第一四二三号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金投入反対、住専問題の真相の徹底究明に関する請願

請願者 大阪市東淀川区下新庄五ノ一三
一二 江平俊春外五十九十八名
紹介議員 橋本 敦君
この請願の趣旨は、第二二九九号と同じである。

請願者 東京都柏江市岩戸北四ノ一五ノ二
アズマハウス一〇一 星野修外五
千三百七十四名
紹介議員 立木 洋君
この請願の趣旨は、第二二二九九号と同じである。

第一四二八号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金支出反対、住専処理法案の廃案に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口上町一三ノ八
ノ九〇六 島田照雄外五千三百七
十四名
紹介議員 筆坂 秀世君
この請願の趣旨は、第二二二九九号と同じである。

第一四二九号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金支出反対、住専処理法案の廃案に関する請願

請願者 大阪府堺市三原台一丁三ノ三九
一〇九 田中隆外五千三百七十四
紹介議員 吉岡 吉典君
この請願の趣旨は、第二二二九九号と同じである。

第一四三〇号 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金支出反対、住専処理法案の廃案に関する請願

請願者 埼玉県吉川市関六〇ノ一 鈴木通
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二二二九九号と同じである。

第一四三一號 平成八年六月十一日受理
住専処理への税金支出反対、住専処理法案の廃案に関する請願

請願者 文外五千三百七十四名
紹介議員 吉川 春子君
この請願の趣旨は、第二二二九九号と同じである。

平成八年六月二十六日印刷

平成八年六月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F